

資料編

- 資料整備について
- 『読書』と『図書館（室）』についての市民アンケート調査結果
- 関連法令等
(図書館法、文字・活字文化振興法、子どもの読書活動の推進に関する法律、図書館の設置及び運営上の望ましい基準)

◎資料整備

1 中央図書館及び公民館図書室用資料

法令・条例・規則、市及び中央図書館で定める各種計画。また中央図書館の定める資料収集方針、資料選定基準、寄贈資料受入基準、新聞・雑誌の保存に関する要綱等に基づき整備します。

2 収集する資料の種類

中央図書館においては、図書、逐次刊行物、視聴覚資料、視覚障がい者用資料、紙芝居、電子資料、マイクロ資料、地図等を収集します。また公民館図書室においては、図書（紙芝居を含む）を収集します。

3 収集する資料の内容

(1) 図書

ア 全般

市民の教養、娯楽、調査研究に資するため、各分野において基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広い選定を行います。

イ 外国語図書

外国籍の市民や外国文化で育った人々に、知識・教養の向上や、生活情報の提供、日本文化の調査研究等に資することを目的とした資料を収集します。

また、外国籍市民の子どもに本を読む楽しさや素晴らしさを体験する機会を提供し、視野を広げ豊かな想像力を養うことを目的として、児童図書の収集を行います。

(2) 逐次刊行物

現在購入しているものが市民に定着していることから、現資料の継続購入を基本に整備を行います。

ア 新聞

新鮮で幅広い情報を得る手段として、全国紙・地方新聞・外国語新聞、スポーツ紙、市内で発行されるコミュニティ紙等を収集します。

イ 雑誌

各分野の中から、市民の教養・文化の向上に資するもの、社会情勢等を反映したもの、日常生活や社会生活を営む上で市民の関心が深いものを収集します。

(3) 視聴覚資料

芸術的・学術的評価の高いもの、教育・教養・娯楽・調査研究に資するものを幅広く収集します。

また映像資料については、著作権者が館外貸出の許諾を付した資料を収集します。

ア CD

貸出需要の多い音楽・演劇演芸・児童等を中心に収集します。

イ DVD

貸出需要の多い伝記・自然科学・芸術一般等を中心に収集します。

(4) 視覚障がい者用資料（録音図書）

DAISY図書を収集します。

※ DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略で「アクセシブルな情報システム」と訳され、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために、デジタル録音図書の国際標準規格として開発と維持が行なわれている情報システムで、主な記録媒体はCD-ROM。

(5) 紙芝居

紙芝居は、演じ手と観客が向かいあい、お互いの表情や声の調子で作品世界を楽しむことができるものであり、複数で楽しむことができるという特徴があるため、幅広い分野を収集します。

(6) マイクロ資料

新聞原紙の代わりに、情報の長期保存に資するため、マイクロ資料を収集します。

(7) 電子資料

新聞原紙の代わりに、情報の長期保存に資するため、縮刷版の電子資料を収集します。

(8) 地図

冊子体によらない地図（地形図、迅速測図等）を収集します。

(9) 郷土資料・行政資料

郷土資料は地域の政治・経済・風俗・社会などを調査・研究するための貴重な情報源であり、同時にその地域でしか収集できない資料が多くあります。したがって、現在に限らず未来の利用者や利用価値を見越した上で資料を収集します。また市及び県の発行する資料にも十分留意し網羅的に収集します。

(10) その他（新聞広告等）

地域の歴史的資料となる新聞広告を収集します。

※リクエストについては、類書の所蔵状況・利用状況、将来の利用の可能性を踏まえて、提供方法を資料選定会議で協議します。

4 収集する資料の数量

これまでの整備実績と利用状況を踏まえ資料整備に取り組みます。中央図書館と公民館図書室の予算配分については、中央図書館で決定します。

5 除籍、廃棄する資料

中央図書館で定める各資料の廃棄基準、廃棄マニュアル、逐次刊行物の保存に関する要綱に従い定期的に実施します。図書については購入数、開架部分及び書庫の配架状況を踏まえ数量を決定します。

6 目標とする指標

千葉県公共図書館協会が発行する「千葉県の図書館」において公表される、県内公立図書館サービス指標を参考に、平均値に達している項目は現状以上の実績を、平均値に達していない項目については平均値を目指します。また独自の指標として、「開架部分の蔵書新鮮度」、「視覚障がい者用資料の整備」、「外国語図書の整備」の整備を設定します。

(1) 蔵書密度（市民1人当たりの資料数）＜全館＞

収納できる書架の容量に限度があることから、目標値については現状維持の「3.9冊」とします。

	市原市（冊）	千葉県平均（冊）
平成24年度	3.8	3.1
平成25年度	3.9	3.1
平成26年度	3.9	3.1

平成 27 年度	3.9	—
----------	-----	---

(2) 蔵書新鮮度（開架部分の図書）＜中央図書館・公民館＞

収納できる書庫の容量に限度があるため、開架部分の図書数を減らすことには限度があります。このことから目標値については「4. 2 %」とします。

	購入数（冊）	開架数（冊）	蔵書新鮮度
平成 24 年度	21, 242	521, 413	4. 1%
平成 25 年度	21, 365	514, 536	4. 2%
平成 26 年度	21, 121	505, 893	4. 2%
平成 27 年度	20, 514	501, 483	4. 1%

(3) 視聴覚資料

ア CD（市民千人当たりの資料数）＜中央図書館＞

過去4年間の実績を踏まえ、所蔵数が25 %以上増加することを目指し、目標値を算出します。年平均110点以上の増加

27年度 4, 316点 → 38年度目標値5, 526点

	購入数（点）	所蔵数（点）
平成 24 年度	124	4, 094
平成 25 年度	80	4, 130
平成 26 年度	145	4, 255
平成 27 年度	114	4, 316
平成 28 年度（予定）	110	4, 426
2017 年～2026 年 （目標値）	1, 100	5, 526

イ DVD（市民千人当たりの資料数＜中央図書館＞

過去4年間の実績を踏まえ、所蔵数が80 %以上増加することを目指し、目標値を算出します。年平均140点以上の増加

27年度 1, 717点 → 38年度目標値3, 257点

	購入数（点）	所蔵数（点）
平成 24 年度	160	1, 456
平成 25 年度	141	1, 560
平成 26 年度	160	1, 607
平成 27 年度	140	1, 717
平成 28 年度（予定）	140	1, 857
2017 年～2026 年 （目標値）	1, 400	3, 257

(4) 視覚障がい者用資料の整備＜中央図書館＞

これまでの実績を踏まえ、年間の目標値を「8巻」とします。

	購入数（巻）	総巻数※1
平成 24 年度	98	1, 968
平成 25 年度	93	2, 061
平成 26 年度	8 ※	2, 069
平成 27 年度	9	2, 074

平成 28 年度（予定）	8	2,082
2017 年～2026 年 （目標値）	80	2,162

※平成 25 年度まではカセットテープで 65 巻を目標とし、平成 26 年度以降は D A I S Y で 8 巻の整備を目標としました。

（５） 外国語図書の整備＜中央図書館＞

過去 4 年間の実績を踏まえ、年間の目標値を一般図書について「25 冊」、児童図書について「20 冊」とします。

	一般図書(冊)	児童図書(冊)	購入冊数計 (冊)	総冊数 (冊)
平成 24 年度	6	0	6	2,709
平成 25 年度	10	8	18	2,797
平成 26 年度	21	20	41	2,846
平成 27 年度	25	20	45	2,929
平成 28 年度（予定）	20	20	40	2,969
2017 年～2026 年 （目標値）	250	200	450	3,419

7 今後の検討事項

（１） 資料の電子化

郷土資料について、電子化及び図書館ホームページ上での公開に向けて検討を行います。

（２） 電子書籍の導入

現時点では全国的に見ても電子書籍を導入している公立図書館は限定的ですが、市場動向、導入における障害について調査を行い、導入の可能性について検討します。

（３） 音声資料（CD）の寄贈対応について

現在図書館資料の寄贈については、主に図書、雑誌、新聞を受け入れています、視聴覚資料の寄贈受入の可能性について検討します。

目標値一覧

項 目	内 容	数値目標
全資料	蔵書密度（市民 1 人当たりの資料数）	3.9 冊
図書資料	蔵書新鮮度＜開架部分＞	4.2%
視聴覚資料	音響資料〔CD〕購入点数	110 点
	映像資料〔DVD〕購入点数	140 点
視覚障がい者用資料	録音図書〔DAISY〕購入点数	8 巻
外国語資料	外国語図書購入冊数	45 冊
	一般図書	25 冊
	児童図書	20 冊

『読書』と『図書館（室）』についての 市民アンケート

第1章 調査の概要

1 調査目的

この調査は、次期「(仮称)市原市図書館サービス計画」の策定にあたり、市民ニーズの把握及びサービス向上に係る具体的方策の検討等に資することを目的に実施した。

2 調査の設計

- (1) 調査地域 市原市内全域
- (2) 調査対象 市内に居住する中学生以上の男女
- (3) 標 本 数 1,000 人
- (4) 抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送による配付・回収
- (6) 調査時期 平成 27 年 11 月 17 日 (火) ～12 月 1 日 (火)

3 回収結果

標本数	回収数	回収率
1,000 標本	340 件	34.0%

4 報告書の表記について

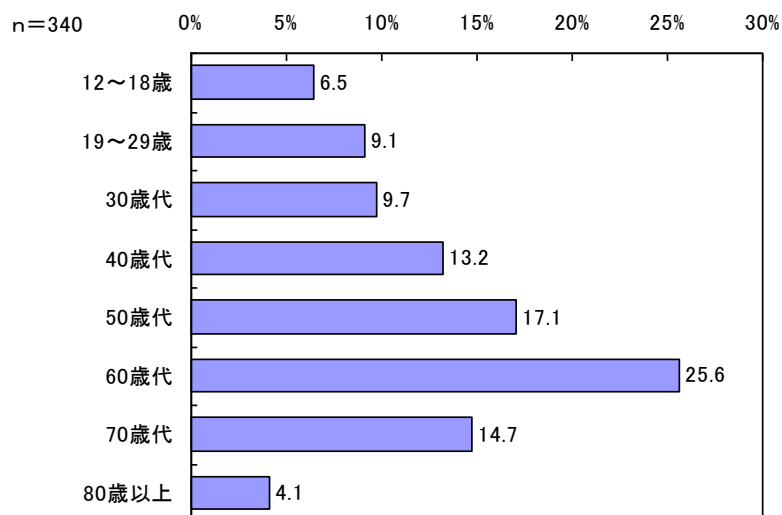
- (1) 調査結果の比率はすべて百分比 (%) で表しており、その質問の回答者数を基数として、小数第 2 位を四捨五入して算出している。なお、四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合がある。
- (2) 複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常 100%を超える。
- (3) グラフ中の「n」(net)とは、その質問への回答者数を表す。
- (4) クロス集計では、例えば性別の場合、性別を回答していない人がいるため、男性と女性の合計が「全体」にならない。年齢や他の設問間クロス集計においても同様となる。また、表側項目の無回答を除いて集計しているため、各項目の「n」の合計が「全体」と一致しない場合がある。
- (5) 質問の選択肢は意味を損なわない程度に省略した表現を用いていることがある。
- (6) 標本数 (n) が 20 未満の項目についてはコメントをしない。

第2章 調査結果の分析

1 調査回答者の属性

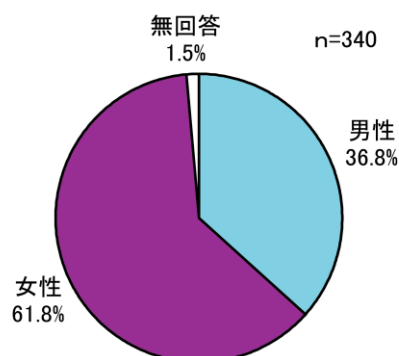
問1 この調査に回答される方についてお伺いします。それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。

(1) 年齢 (SA)



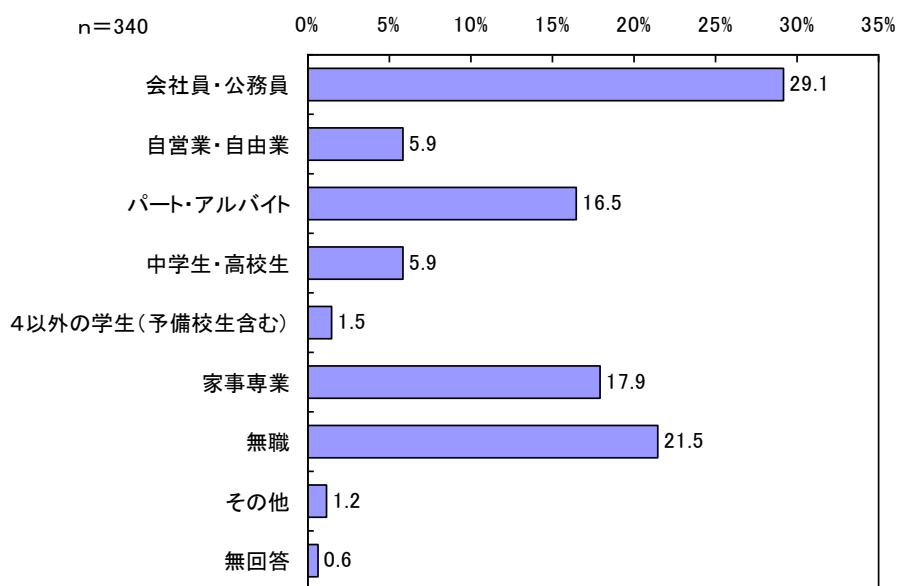
年齢は、60歳代(25.6%)が全体の4分の1の割合を占め最も高く、次いで50歳代(17.1%)、70歳代(14.7%)、40歳代(13.2%)と1割台が続いており、その他の年代は1割を切っている。

(2) 性別 (SA)



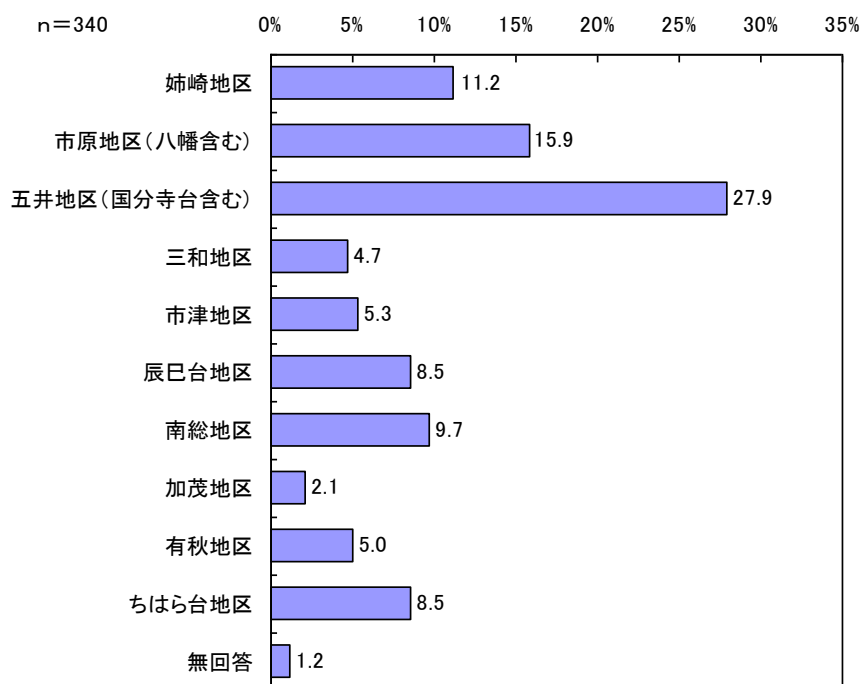
性別は、男性が36.8%、女性が61.8%となっている。

(3) 職業 (S A)



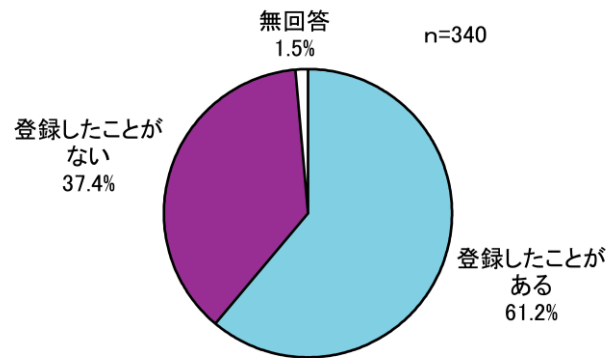
職業は、会社員・公務員（29.1%）が約3割を占め最も高く、次いで無職（21.5%）、家事専業（17.9%）、パート・アルバイト（16.5%）の順に続いている。

(4) 居住地区 (S A)



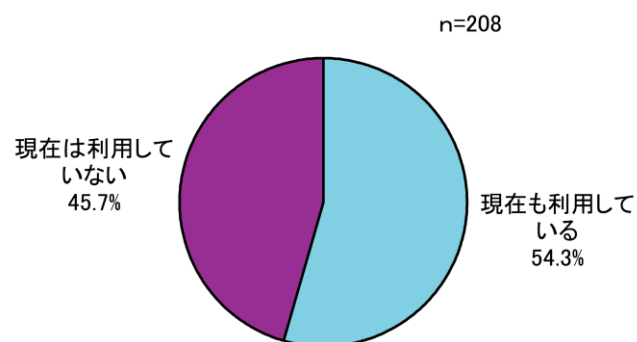
居住地区は、五井地区（国分寺台含む）が27.9%で最も高く、次いで市原地区（八幡含む）が15.9%、姉崎地区が11.2%と1割台で続いている。

(5) 図書カード<市原市発行のもの>の登録 (S A)



図書カード<市原市発行のもの>を、登録したことがある、は 61.2%で 6 割を超えている。

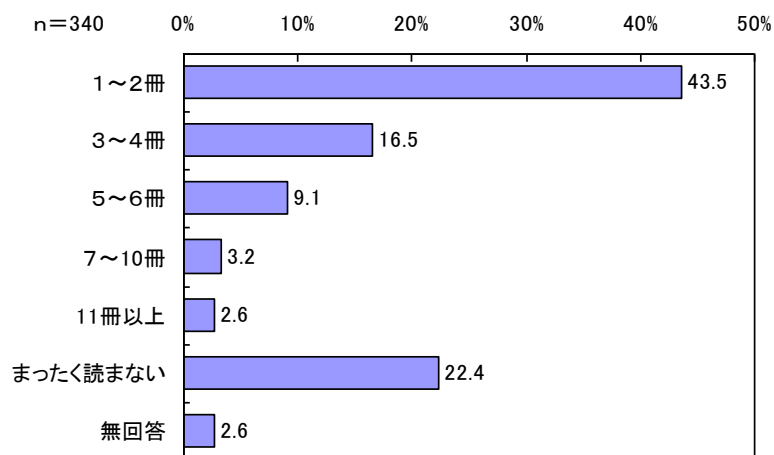
(6) 図書カード<市原市発行のもの>の利用 (S A)



図書カード<市原市発行のもの>を、現在も利用している、は 54.3%で 5 割半ばとなっている。

問2 あなたは本・雑誌を1ヵ月に何冊くらいお読みになりますか。それぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

(1) 1ヵ月に読む本の冊数 (S A)



本を1ヵ月の間に何冊くらい読んでいるかは、「1~2冊」が43.5%と4割を超えて最も高く、次いで「まったく読まない」(22.4%)が2割を超えて続き、「3~4冊」(16.5%)、「5~6冊」(9.1%)、「7~10冊」(3.2%)、「11冊以上」(2.6%)の順になっている。

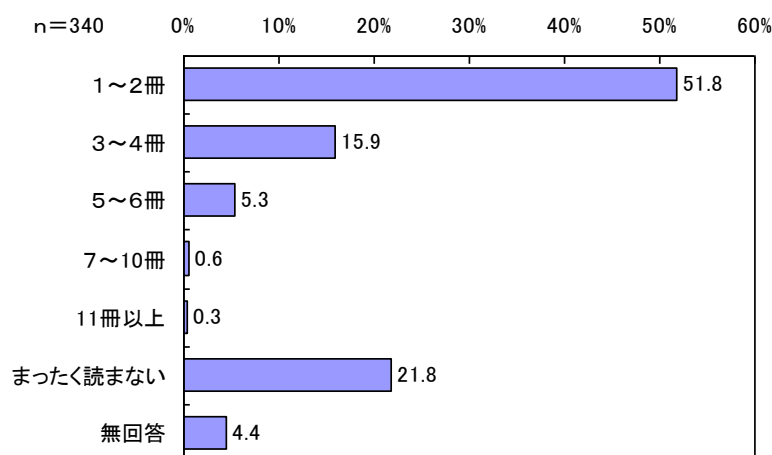
■クロス集計：年齢別×1ヵ月の読書量 (本)

※上段：回答者数 (人)、下段：構成比 (%)

冊数 年齢	合計	問2 1ヵ月の読書量 (本)						
		1~2冊	3~4冊	5~6冊	7~10冊	11冊以上	まったく読まない	無回答
全体	340 100.0	148 43.5	56 16.5	31 9.1	11 3.2	9 2.6	76 22.4	9 2.6
12~18歳	22 100.0	12 54.5	7 31.8	2 9.1	1 4.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
19~29歳	31 100.0	16 51.6	3 9.7	4 12.9	1 3.2	2 6.5	5 16.1	0 0.0
30歳代	33 100.0	11 33.3	4 12.1	3 9.1	2 6.1	3 9.1	10 30.3	0 0.0
40歳代	45 100.0	15 33.3	8 17.8	4 8.9	3 6.7	0 0.0	15 33.3	0 0.0
50歳代	58 100.0	32 55.2	7 12.1	6 10.3	0 0.0	0 0.0	10 17.2	3 5.2
60歳代	87 100.0	36 41.4	15 17.2	9 10.3	2 2.3	3 3.4	21 24.1	1 1.1
70歳代	50 100.0	23 46.0	9 18.0	3 6.0	1 2.0	0 0.0	9 18.0	5 10.0
80歳以上	14 100.0	3 21.4	3 21.4	0 0.0	1 7.1	1 7.1	6 42.9	0 0.0

年齢別では、80歳以上の年代以外は「1~2冊」の割合が最も高く、特に12~29歳、50歳代で5割を超えている。一方、80歳以上は「まったく読まない」が42.9%と最も高く、30~40歳代も3割を超えて高くなっている。

(2) 1 ヶ月に読む雑誌の冊数 (S A)



雑誌を1 ヶ月の間に何冊くらい読んでいるかは、「1～2冊」が 51.8%と全体の5割を超えて最も高く、次いで「まったく読まない」(21.8%)、「3～4冊」(15.9%)、「5～6冊」(5.3%)、「7～10冊」(0.6%)、「11冊以上」(0.3%)と、本の冊数と同じ順になっている。

■クロス集計：年齢別×1 ヶ月の読書量 (雑誌)

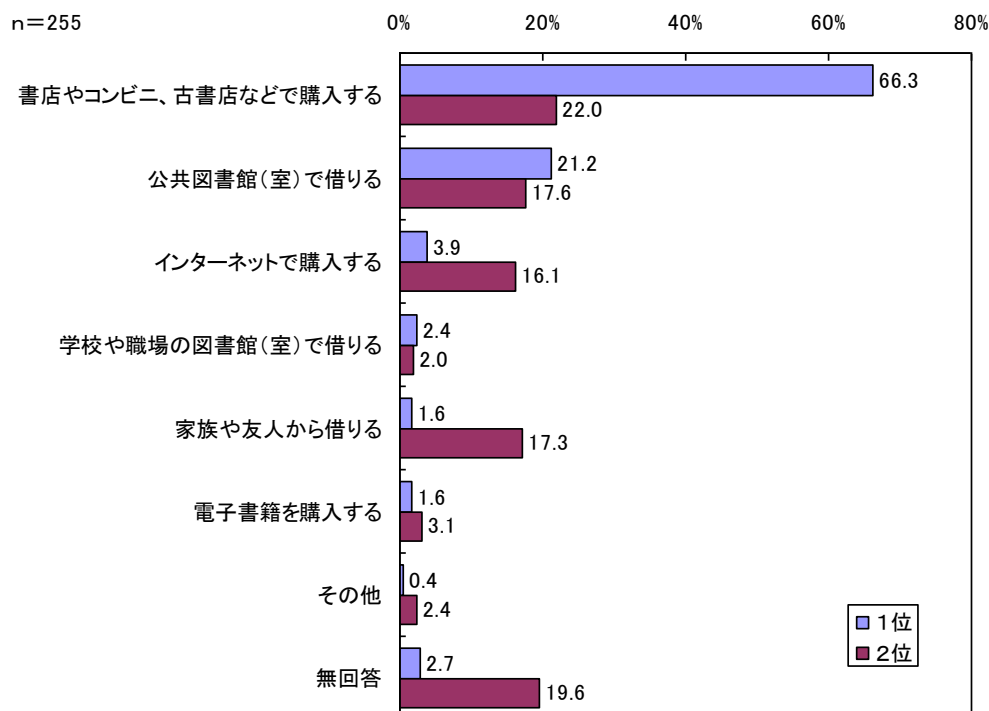
※上段：回答者数 (人)、下段：構成比 (%)

冊数 年齢	合計	問2 1 ヶ月の読書量 (雑誌)						
		1～2冊	3～4冊	5～6冊	7～10冊	11冊以上	まったく読まない	無回答
全体	340 100.0	176 51.8	54 15.9	18 5.3	2 0.6	1 0.3	74 21.8	15 4.4
12～18歳	22 100.0	9 40.9	3 13.6	2 9.1	0 0.0	1 4.5	7 31.8	0 0.0
19～29歳	31 100.0	18 58.1	4 12.9	2 6.5	0 0.0	0 0.0	7 22.6	0 0.0
30歳代	33 100.0	19 57.6	2 6.1	2 6.1	1 3.0	0 0.0	8 24.2	1 3.0
40歳代	45 100.0	22 48.9	8 17.8	3 6.7	0 0.0	0 0.0	10 22.2	2 4.4
50歳代	58 100.0	34 58.6	12 20.7	2 3.4	0 0.0	0 0.0	10 17.2	0 0.0
60歳代	87 100.0	47 54.0	15 17.2	5 5.7	1 1.1	0 0.0	18 20.7	1 1.1
70歳代	50 100.0	24 48.0	8 16.0	1 2.0	0 0.0	0 0.0	9 18.0	8 16.0
80歳以上	14 100.0	3 21.4	2 14.3	1 7.1	0 0.0	0 0.0	5 35.7	3 21.4

年齢別では、80歳以上以外の年代は「1～2冊」の割合が最も高く、特に19～29歳、30歳代、50～60歳代で5割を超えており、40歳代、70歳代でも5割近くを占めている。一方、80歳以上は「まったく読まない」が35.7%と最も高く、12～18歳も31.8%と3割を超えて高くなっている。

問3 あなたは読みたい本・雑誌をどのような方法で入手あるいは利用しますか。それぞれ多い順番に2つまで選んで、その番号を記入してください。

(3) 本の主な入手・利用方法 (SA)



本の主な入手・利用方法は、無回答を除くと、1位2位ともに「書店やコンビニ、古書店などで購入する」が最も高く、次いで「公共図書館（室）で借りる」となっている。

1位の入手・利用方法では、「書店やコンビニ、古書店などで購入する」が66.3%と6割を超え、他の項目よりも圧倒的に高くなっている。次いで「公共図書館（室）で借りる」が21.2%と2割を超えて続いており、それ以外の項目は「インターネットで購入する」(3.9%)、「学校や職場の図書館（室）で借りる」(2.4%)、「家族や友人から借りる」「電子書籍を購入する」(ともに1.6%)と、1割を切っている。

2位の入手・利用方法では、「書店やコンビニ、古書店などで購入する」が22.0%と最も高く、次いで「公共図書館（室）で借りる」(17.6%)、「家族や友人から借りる」(17.3%)、「インターネットで購入する」(16.1%)と1割台後半で続いている。

◆その他（本の主な入手・利用方法 1位）…………… 1人・1件

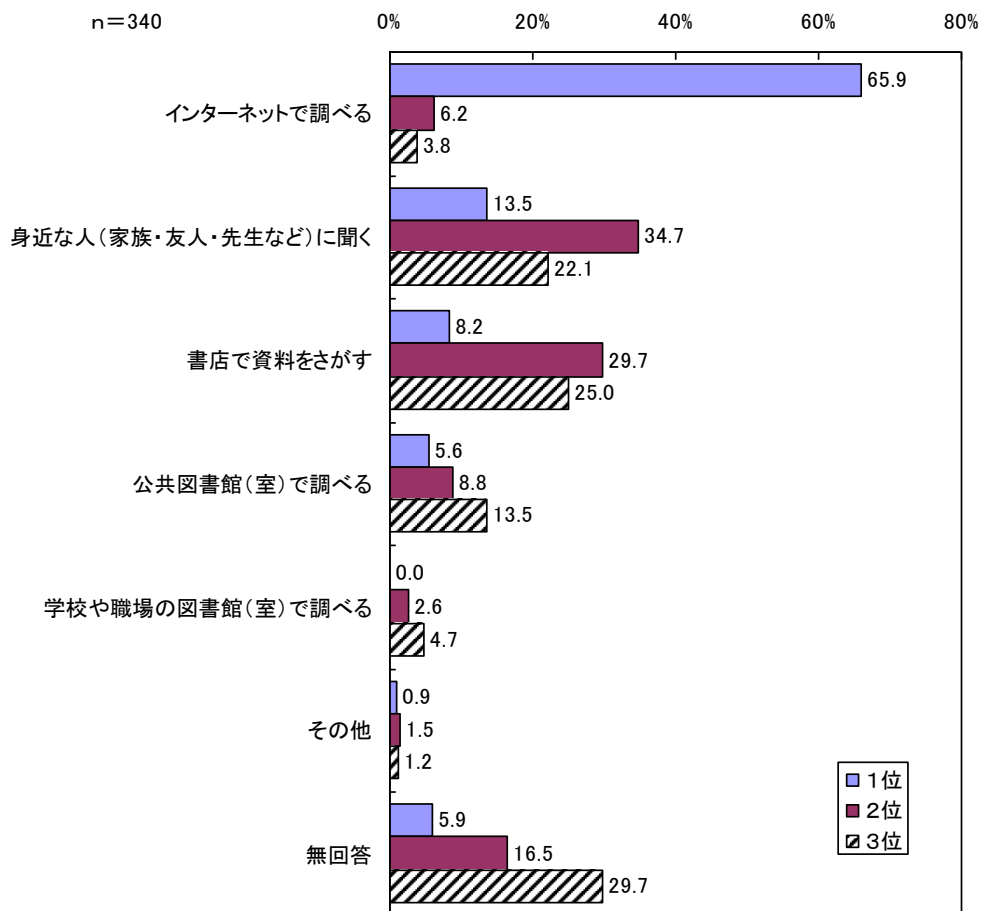
内容	件数
・ 定期購入	1 件

◆その他（本の主な入手・利用方法 2位）…………… 6人・6件

内容	件数
・ 直送	1 件
・ 未記入	5 件

問4 あなたは知りたいことがあるとき、どのような方法で調べますか。多い順番に3つまで選んで、その番号を記入してください。

(5) 調べものをする方法 (SA)



知りたいことを調べる方法は、1位では「インターネットで調べる」が65.9%と6割を超えており、他の方法と比べて圧倒的に高くなっている。次いで「身近な人(家族・友人・先生など)に聞く」(13.5%)、「書店で資料を探す」(8.2%)、「公共図書館(室)で調べる」(5.6%)の順が続いている。

2位では、無回答を除くと、「身近な人(家族・友人・先生など)に聞く」が34.7%、「書店で資料を探す」が29.7%となっており、他の項目は1割を切っている。

3位では、無回答を除くと、「書店で資料を探す」が25.0%、「身近な人(家族・友人・先生など)に聞く」が22.1%と2割台となっている。

◆その他(知りたいことを調べる方法 1位) …… 3人・4件

内容	件数
・電子辞書	2件
・百科事典	1件
・未記入	1件

◆その他（知りたいことを調べる方法 2位） …… 5人・6件

内容	件数
・新聞	3件
・電子辞書	1件
・テレビのニュース	1件
・未記入	1件

◆その他（知りたいことを調べる方法 3位） …… 4人・4件

内容	件数
・新聞	1件
・お店やカスタマーセンターに直接電話	1件
・病院の図書館で調べる	1件
・未記入	1件

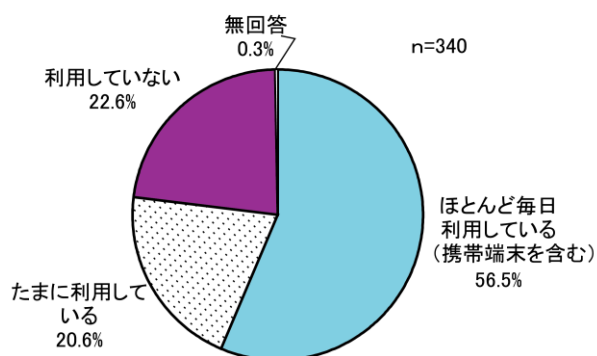
■クロス集計：年齢別×知りたいことを調べる方法 1位 ※上段：回答者数（人）、下段：構成比（%）

調査方法 年齢	問4 知りたいことを調べる方法 1位							
	合計	公共図書館（室）で調べる	インターネットで調べる	学校や職場の図書館（室）で調べる	書店で資料をさがす	身近な人（家族・友人・先生など）に聞く	その他	無回答
全体	340 100.0	19 5.6	224 65.9	0 0.0	28 8.2	46 13.5	3 0.9	20 5.9
12～18歳	22 100.0	0 0.0	21 95.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.5	0 0.0
19～29歳	31 100.0	0 0.0	30 96.8	0 0.0	0 0.0	1 3.2	0 0.0	0 0.0
30歳代	33 100.0	0 0.0	27 81.8	0 0.0	2 6.1	3 9.1	0 0.0	1 3.0
40歳代	45 100.0	0 0.0	41 91.1	0 0.0	1 2.2	3 6.7	0 0.0	0 0.0
50歳代	58 100.0	3 5.2	42 72.4	0 0.0	4 6.9	6 10.3	0 0.0	3 5.2
60歳代	87 100.0	8 9.2	48 55.2	0 0.0	13 14.9	11 12.6	1 1.1	6 6.9
70歳代	50 100.0	5 10.0	15 30.0	0 0.0	7 14.0	15 30.0	1 2.0	7 14.0
80歳以上	14 100.0	3 21.4	0 0.0	0 0.0	1 7.1	7 50.0	0 0.0	3 21.4

知りたいことを調べる方法の1位の年齢別では、80歳以上以外のすべての年代で「インターネットで調べる」の割合が最も高くなっている。また、70歳代以上では「身近な人（家族・友人・先生など）に聞く」割合が高い。

問5 あなたはインターネットを利用していますか。あてはまる番号に○をつけてください。

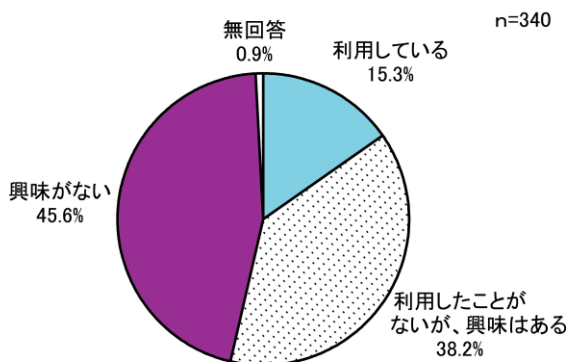
(6) インターネットの利用状況 (S A)



インターネットの利用状況は、「ほとんど毎日利用している (携帯端末を含む)」が 56.5% と全体の 5 割を超えて最も高く、「たまに利用している」(20.6%) を合わせた『利用している』割合は 77.1% と 7 割を大きく超えている。一方、「利用していない」は 22.6% と 2 割台となっている。

問6 あなたは電子書籍を利用したことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。

(7) 電子書籍の利用状況 (S A)



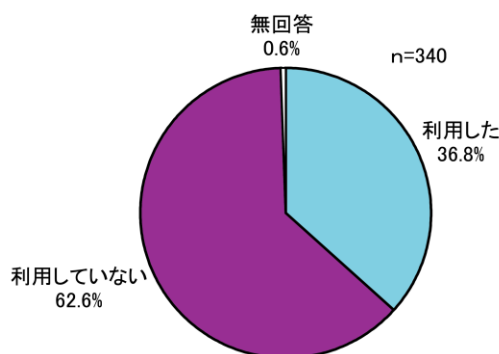
電子書籍の利用状況は、「利用している」が 15.3% となっている一方で、「利用したことがないが、興味はある」(38.2%) と「興味がない」(45.6%) を合わせた『利用していない』は 83.8% と 8 割を超えている。

3

市内の読書施設の利用状況

問7 過去1年の間に、中央図書館や公民館・コミュニティセンターの図書室（以下『読書施設』）を利用しましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

（1）過去1年間の読書施設の利用状況（SA）



過去1年間の読書施設の利用状況は、「利用している」が36.8%、「利用していない」が62.6%となっており、「利用していない」割合は「利用している」を25.8ポイントと大幅に上回っている。

■クロス集計：年齢別×過去1年間の読書施設の利用状況

※上段：回答者数（人）、下段：構成比（%）

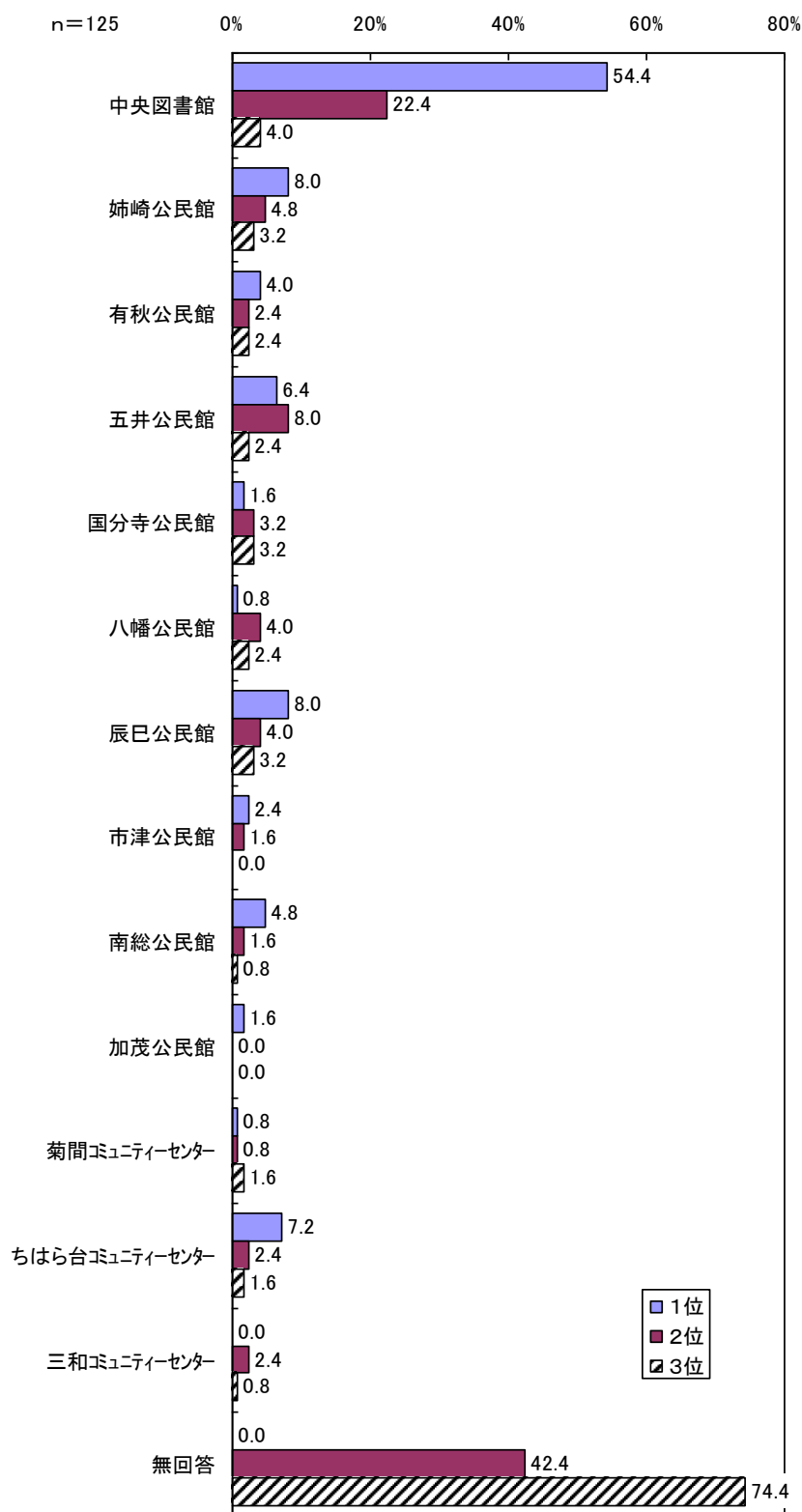
年齢	利用状況 合計	問7 過去1年間の読書施設の利用状況		
		利用した	利用していない	無回答
全体	340 100.0	125 36.8	213 62.6	2 0.6
12～18歳	22 100.0	7 31.8	15 68.2	0 0.0
19～29歳	31 100.0	17 54.8	14 45.2	0 0.0
30歳代	33 100.0	11 33.3	22 66.7	0 0.0
40歳代	45 100.0	18 40.0	27 60.0	0 0.0
50歳代	58 100.0	15 25.9	43 74.1	0 0.0
60歳代	87 100.0	32 36.8	55 63.2	0 0.0
70歳代	50 100.0	21 42.0	29 58.0	0 0.0
80歳以上	14 100.0	4 28.6	8 57.1	2 14.3

年齢別では、19～29歳で「利用した」が54.8%と5割を超えて「利用していない」を上回っているが、その他の年代ではすべて「利用していない」が「利用した」を上回っており、特に50歳代で74.1%と7割を超えている。

(問7で過去1年の間に市内の読書施設を「利用した」方にお聞きします。)

問8-1 よく利用する読書施設はどこですか。利用の多い順番に3つまで選んで、その番号を記入してください。(1つまたは2つでも可)

(2) よく利用する読書施設 (S A)



よく利用する読書施設は、1～3位のいずれでも「中央図書館」が最も高い・

1位では、「中央図書館」が54.4%と5割を超えて、他の読書施設よりも圧倒的に高くなっている。次いで「姉崎公民館」「辰巳公民館」(ともに8.0%)、「ちはら台コミュニティセンター」(7.2%)と続いている。

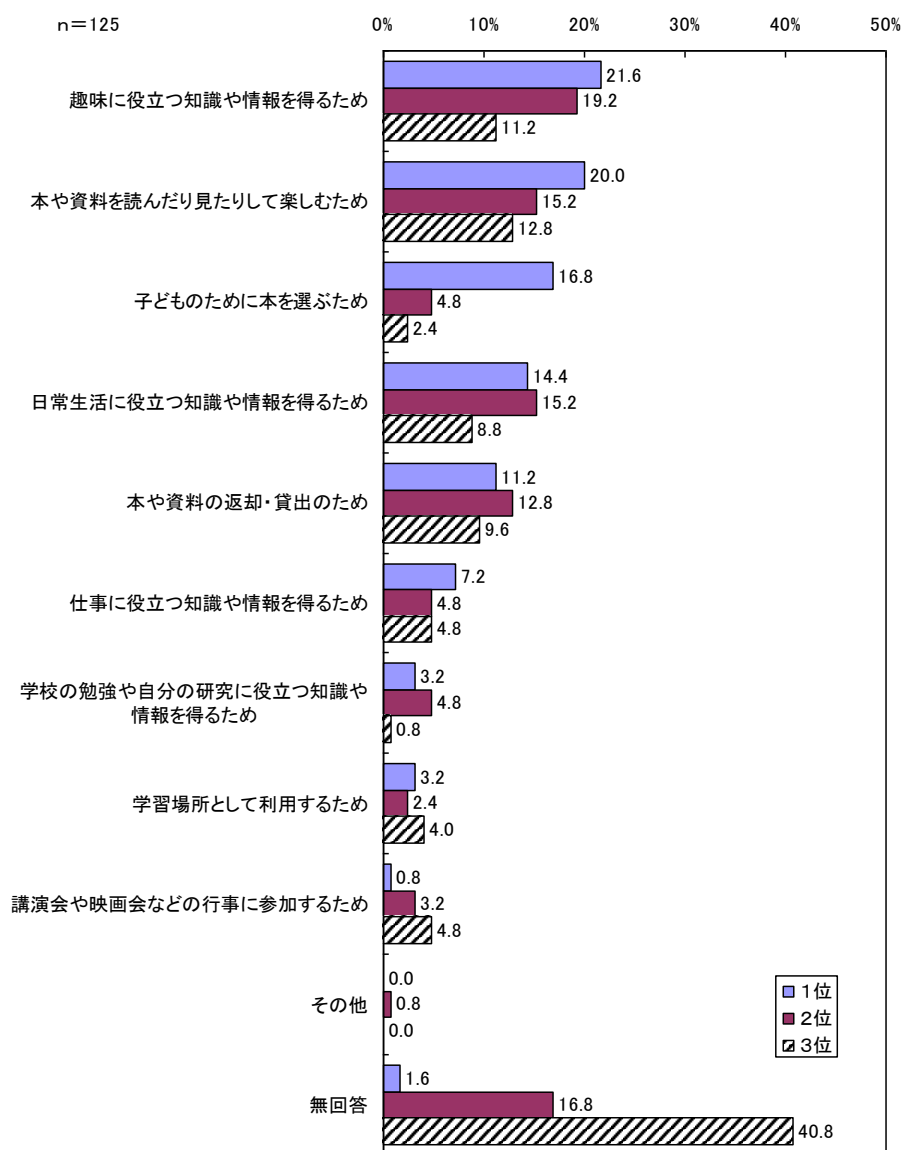
2位では、無回答を除くと、「中央図書館」が22.4%と2割を超え最も高く、次いで「五井公民館」(8.0%)、「姉崎公民館」(4.8%)の順に続いている。

3位では、無回答を除くと、すべての読書施設で5%を下回っており、「中央図書館」が4.0%で最も高く、次いで「姉崎公民館」「国分寺公民館」「辰巳公民館」がともに3.2%で続いている。

(問7で過去1年の間に市内の読書施設を「利用した」方にお聞きします。)

問8-2 問8-1で1位に選んだ施設はどのような目的で利用しますか。多い順番に3つまで選んで、その番号を記入してください。(1つまたは2つでも可)

(3) 読書施設の利用目的 (SA)



よく利用する読書施設の利用目的は、1位では、「趣味に役立つ知識や情報を得るため」(21.6%)と「本や資料を読んだり見たりして楽しむため」(20.0%)が2割台で高く、次いで「子どものために本を選ぶため」(16.8%)、「日常生活に役立つ知識や情報を得るため」(14.4%)、「本や資料の返却・貸出のため」(11.2%)が1割台が続いている。

2位では、無回答を除くと、「趣味に役立つ知識や情報を得るため」が19.2%と最も高く、次いで「本や資料を読んだり見たりして楽しむため」「日常生活に役立つ知識や情報を得るため」(ともに15.2%)、「本や資料の返却・貸出のため」(12.8%)の順が続いている。

3位では、無回答を除くと、「本や資料を読んだり見たりして楽しむため」が12.8%と最も高く、次いで「趣味に役立つ知識や情報を得るため」(11.2%)が1割台となっている。

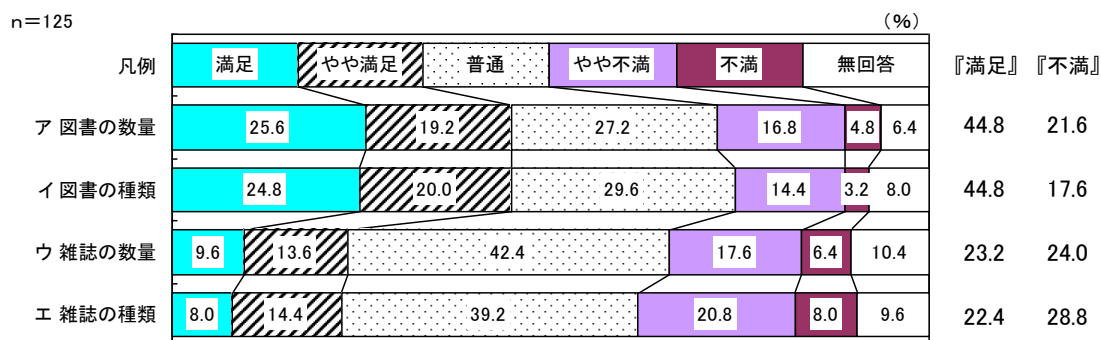
(問7で過去1年の間に市内の読書施設を「利用した」方にお聞きします。)

問8-3 問8-1で1位に選んだ施設を普段どのように感じていますか。次のことについて、それぞれ最も近いものを1つ選んで、あてはまる番号に○をつけてください。

(4) 読書施設のサービス満足度 (SA)

1. 資料について

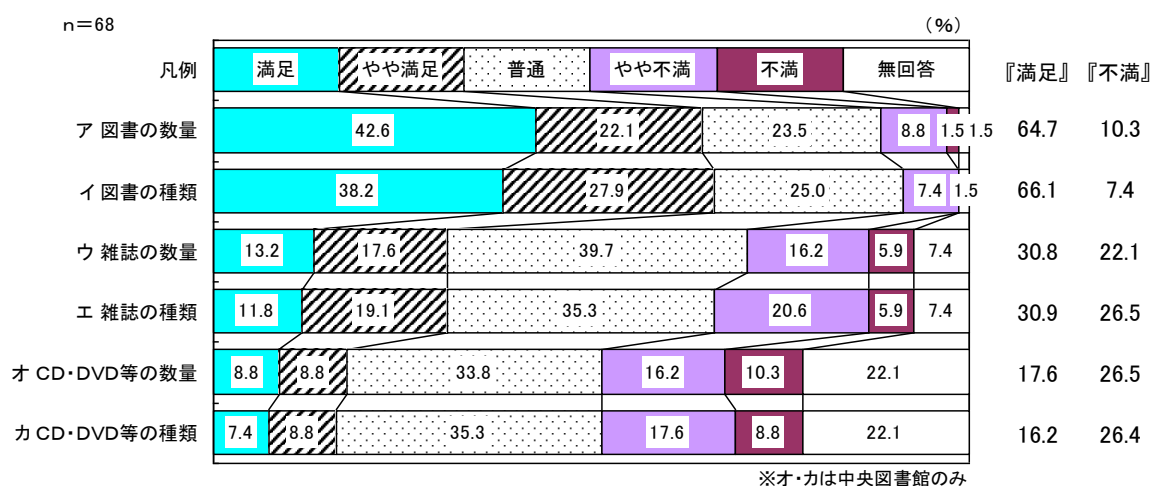
●全体



よく利用する読書施設の資料の満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は＜ア 図書の数量＞＜イ 図書の種類＞がともに44.8%と4割を超えて高くなっており、＜ウ 雑誌の数量＞(23.2%)、＜エ 雑誌の種類＞(22.4%)が2割台で続いている。

反対に、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』は＜エ 雑誌の種類＞が28.8%と3割近くを占め高く、＜ウ 雑誌の数量＞(24.0%)、＜ア 図書の数量＞(21.6%)が2割を超えている。

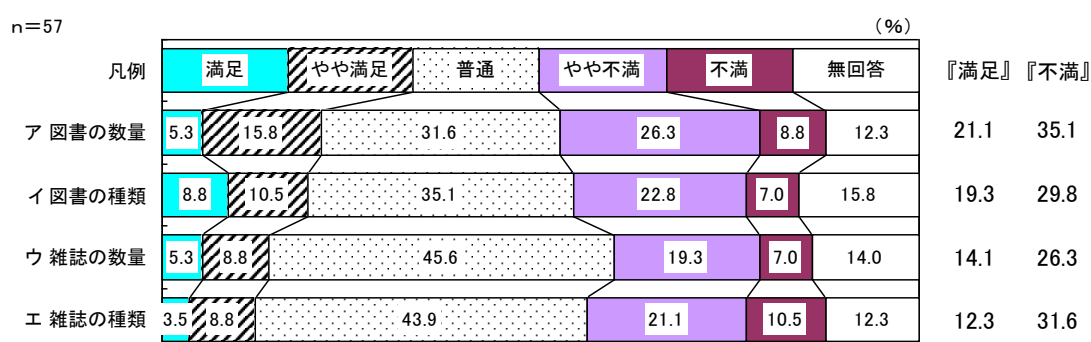
●中央図書館



よく利用する読書施設が中央図書館だと回答した方の資料の満足度について、『満足』は＜ア 図書の数量＞（64.7%）、＜イ 図書の種類＞（66.1%）がともに6割を超えて高くなっており、＜ウ 雑誌の数量＞（30.8%）、＜エ 雑誌の種類＞（30.9%）がともに3割、＜オ CD・DVD等の数量＞（17.6%）、＜カ CD・DVD等の種類＞（16.2%）がともに1割台後半を占めている。

『不満』は＜エ 雑誌の種類＞＜オ CD・DVD等の数量＞＜カ CD・DVD等の種類＞が約26.0%とほぼ同じ割合を占めて高く、＜ウ 雑誌の数量＞（22.1%）が続いている。一方、＜ア 図書の数量＞（10.3%）及び＜イ 図書の種類＞（7.4%）は1割前後と低い。

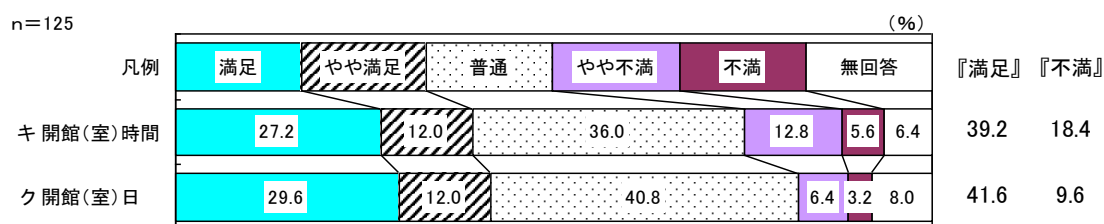
●公民館・コミュニティセンター



よく利用する読書施設が公民館やコミュニティセンターと回答した方の資料の満足度について、すべてのサービスで『不満』が『満足』を上回っており、『満足』は＜ア 図書の数量＞（21.1%）、＜イ 図書の種類＞（19.3%）が2割前後を占める一方で、『不満』は＜ア 図書の数量＞（35.1%）、＜イ 図書の種類＞（29.8%）、＜エ 雑誌の種類＞（31.6%）で3割前後と高くなっている。

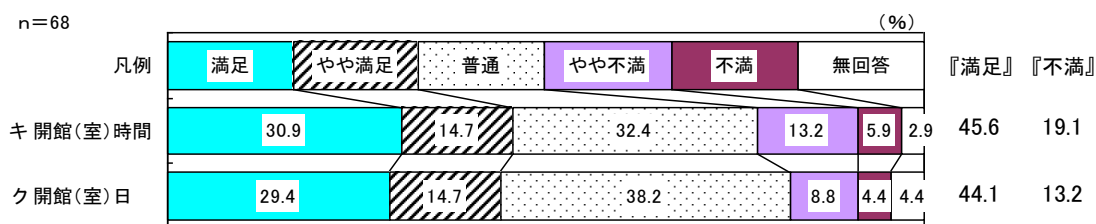
2. 運営について

●全体



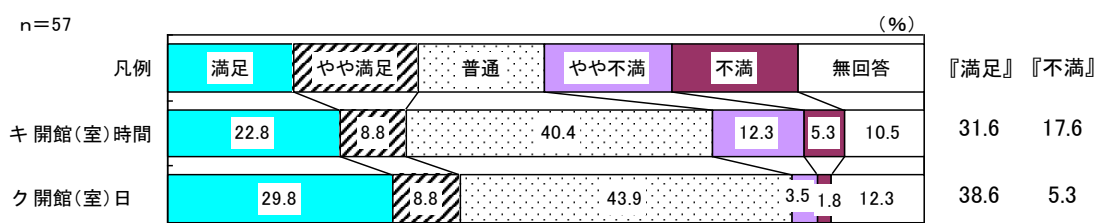
よく利用する読書施設の運営の満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は<キ 開館(室)時間>(39.2%)、<ク 開館(室)日>(41.6%)ともに4割前後となっており、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』を上回っている。特に<ク 開館(室)日>は『不満』が9.6%と1割を切っている。

●中央図書館



よく利用する読書施設が中央図書館だと回答した方の運営の満足度について、『満足』は<キ 開館(室)時間>(45.6%)、<ク 開館(室)日>(44.1%)ともに4割半ばとなっており、どちらも『不満』を上回っている。一方で、<キ 開館(室)時間>では『不満』が19.1%と2割近くを占めている

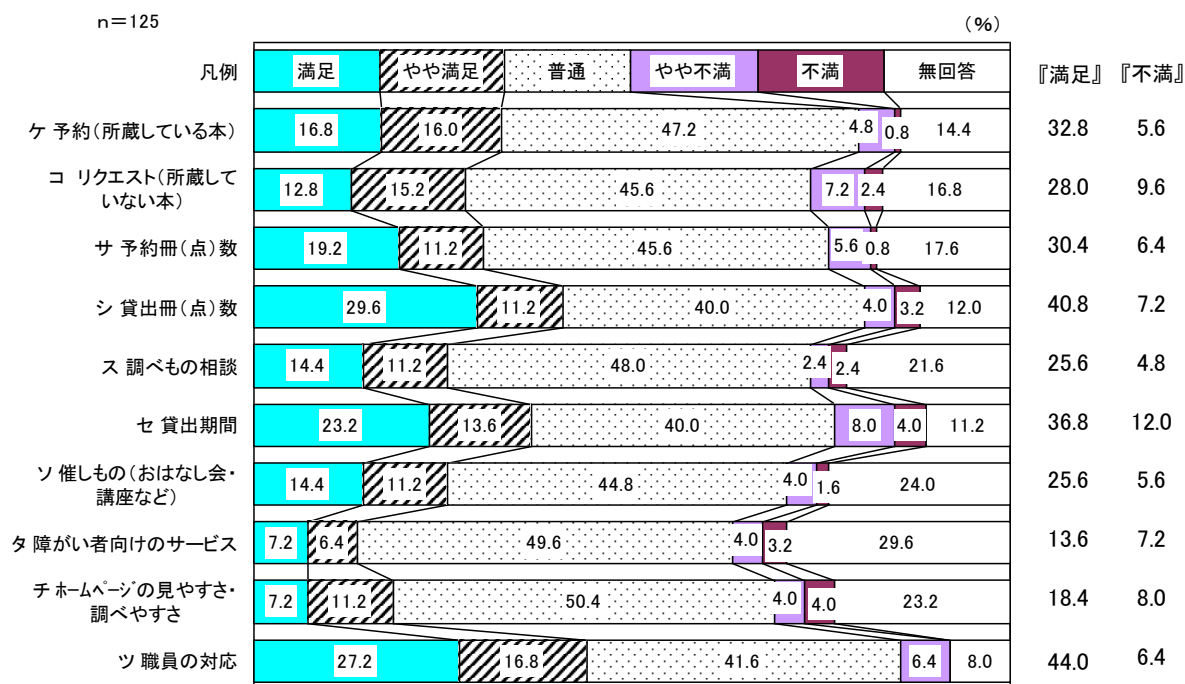
●公民館・コミュニティセンター



よく利用する読書施設が公民館やコミュニティセンターと回答した方の運営の満足度について、『満足』は<キ 開館(室)時間>(31.6%)、<ク 開館(室)日>(38.6%)ともに3割台となっており全体や中央図書館での割合を下回っている一方で、『不満』の割合も低く、特に<ク 開館(室)日>では5.3%ととなっている。

3. サービスについて

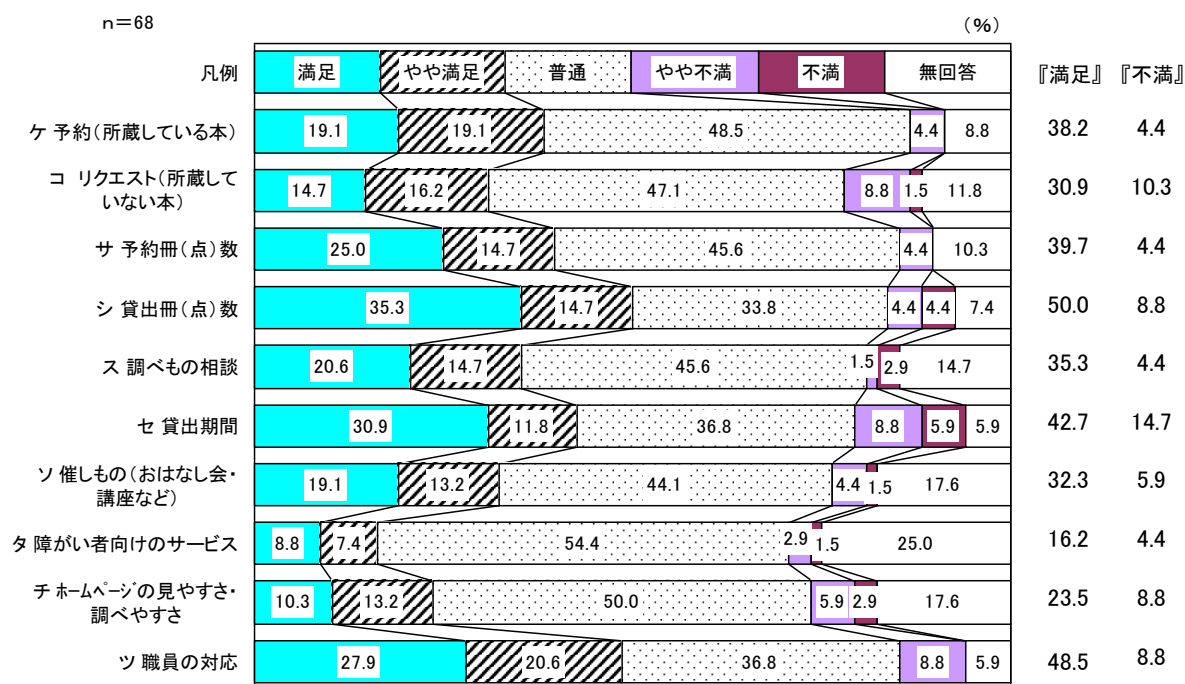
●全体



よく利用する読書施設のサービスの満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は<ツ 職員の対応>が44.0%と最も高く、<シ 貸出冊(点)数>(40.8%)とともに4割を超えている。次いで<セ 貸出期間>(36.8%)、<ケ 予約(所蔵している本)>(32.8%)、<サ 予約冊(点)数>(30.4%)が3割台で続いている。

反対に、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』は<セ 貸出期間>(12.0%)が1割を超えて高く、その他のサービスの『不満』の割合は1割を切っている。

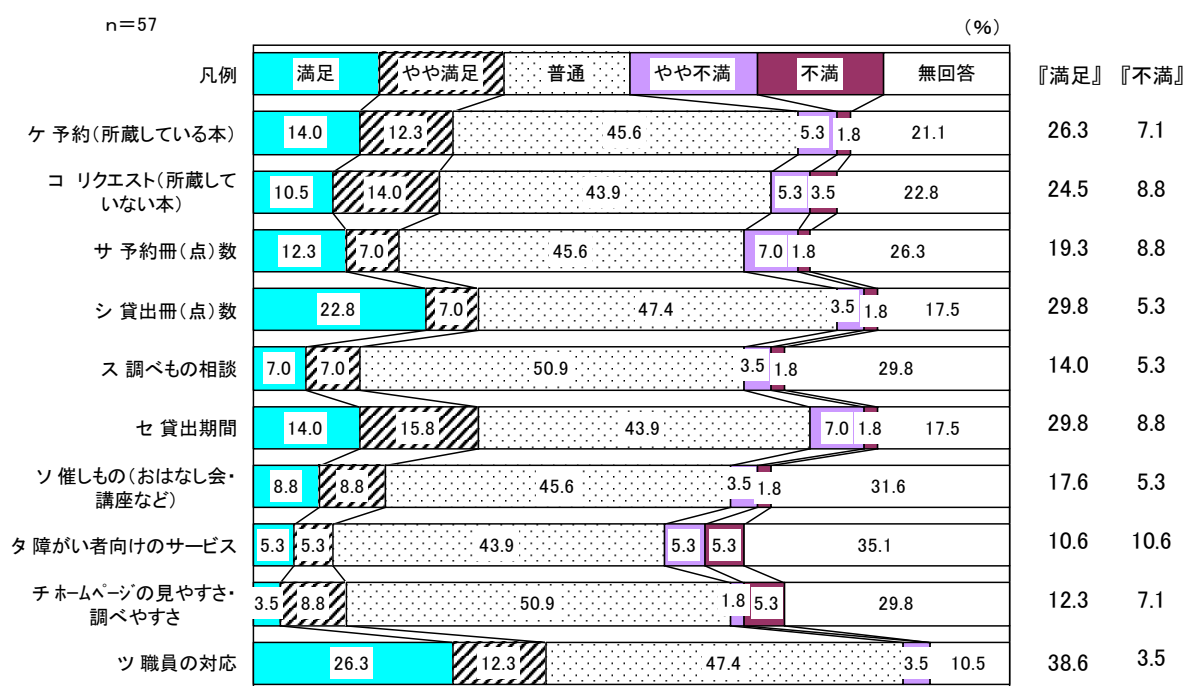
●中央図書館



よく利用する読書施設が中央図書館だと回答した方のサービスの満足度について、『満足』は<シ 貸出冊(点)数>が50.0%と5割を占め最も高く、次いで<ツ 職員の対応>(48.5%)<セ 貸出期間>(42.7%)が4割を超え、<サ 予約冊(点)数>(39.7%)、<ケ 予約(所蔵している本)>(38.2%)も4割近くで続いている。一方、<タ 障がい者向けのサービス>は16.2%と1割台で最も低い。

反対に、『不満』は<セ 貸出期間>(14.7%)と<コ リクエスト(所蔵していない本)>(10.3%)が1割を超えている以外は、いずれのサービスも『不満』の割合は1割を切って低い。

●公民館・コミュニティセンター

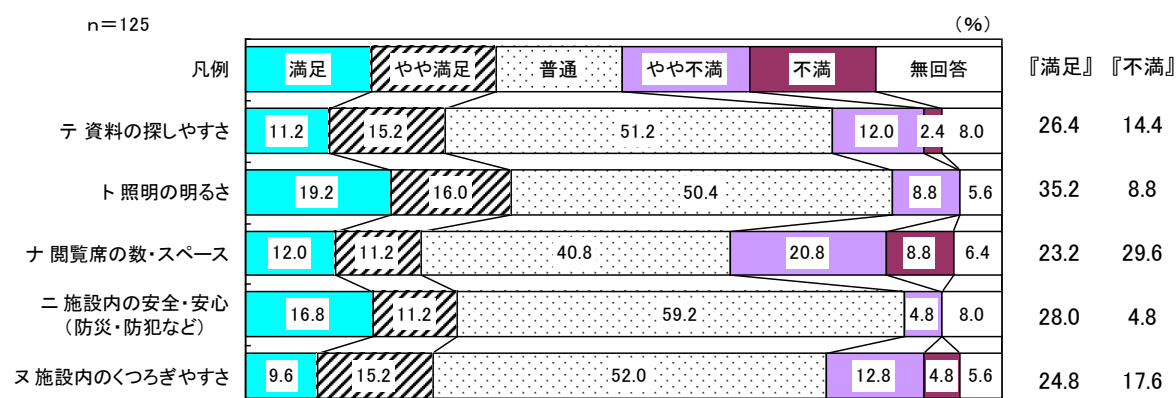


よく利用する読書施設が公民館やコミュニティセンターと回答した方のサービスの満足度について、『満足』は<ツ 職員の対応>が38.6%と4割近くで最も高く、次いで<シ 貸出冊(点)数><セ 貸出期間>がともに29.8%と約4割を占めて続いている。全体的に『満足』の割合が『不満』を上回っているが、<タ 障がい者向けのサービス>は『満足』『不満』ともに10.6%と同じ割合になっている。

『不満』は<タ 障がい者向けのサービス>が10.6%と1割を占めている以外は、いずれのサービスも『不満』の割合は1割を切って低い。

4. 施設環境について

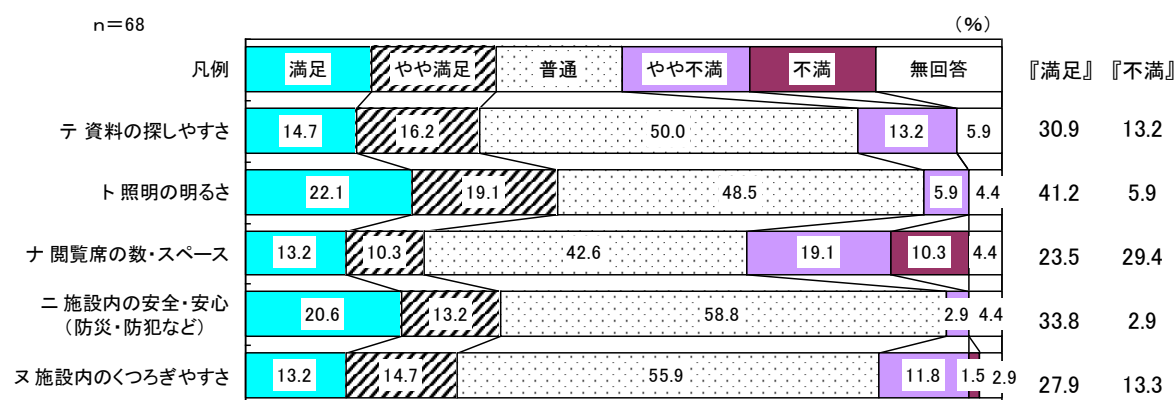
●全体



よく利用する読書施設の施設環境の満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は<ト 照明の明るさ>が 35.2%と 3 割を超えて最も高く、その他の施設環境はいずれも 2 割台で続いている。

反対に、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』は<ナ 閲覧席の数・スペース>が 29.6%と 3 割を占めて高く、『満足』を 6.4 ポイント上回っている。次いで<ヌ 施設内のくつろぎやすさ> (17.6%)、<テ 資料の探しやすさ> (14.4%) が 1 割を超えて続いている。

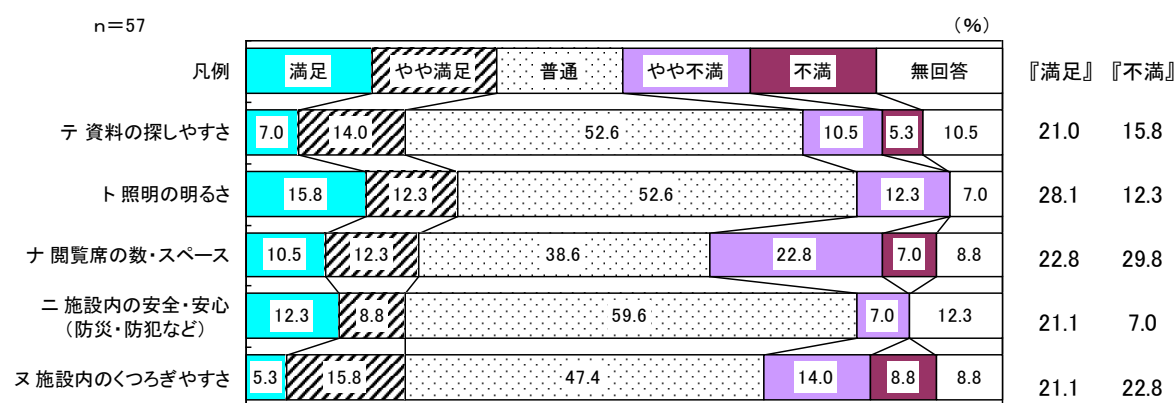
●中央図書館



よく利用する読書施設が中央図書館だと回答した方の施設環境の満足度について、『満足』は<ト 照明の明るさ>が 41.2%と 4 割を超えて最も高く、次いで<ニ 施設内の安全・安心 (防災・防犯など)> (33.8%)、<テ 資料の探しやすさ> (30.9%) と 3 割台で続いている。

反対に、『不満』は<ナ 閲覧席の数・スペース>が 29.4%と 3 割を占めて高く、『満足』の割合を上回っており、次いで<ヌ 施設内のくつろぎやすさ> (13.3%)、<テ 資料の探しやすさ> (13.2%) がほぼ同じ割合で続いている。

●公民館・コミュニティセンター

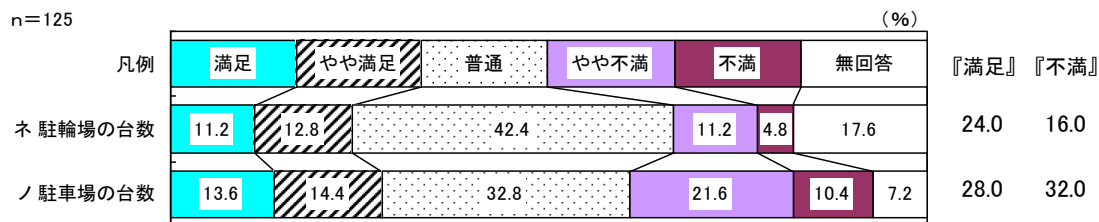


よく利用する読書施設が公民館やコミュニティセンターだと回答した方の施設環境の満足度について、『満足』は<ト 照明の明るさ>が 28.1%と 3 割近くで最も高く、その他の施設環境の『満足』の割合は 2 割強と、ほぼ同じ割合になっている。

反対に、『不満』は<ナ 閲覧席に数・スペース>が 29.8%と 3 割を占めて高く、<ヌ 施設内のくつろぎやすさ> (22.8%) とともに 2 割を超えおり、『満足』の割合を上回っている。

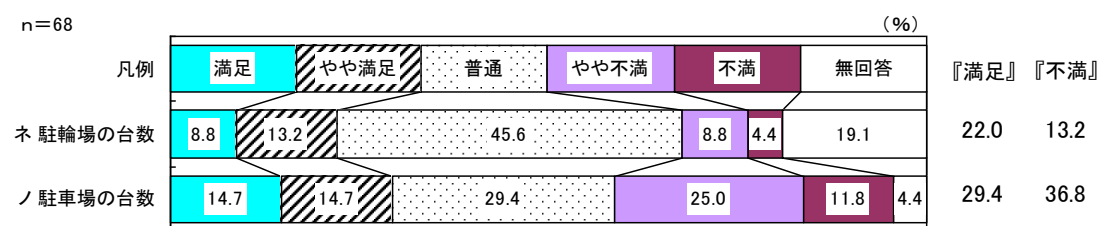
5. 駐輪場・駐車場

●全体



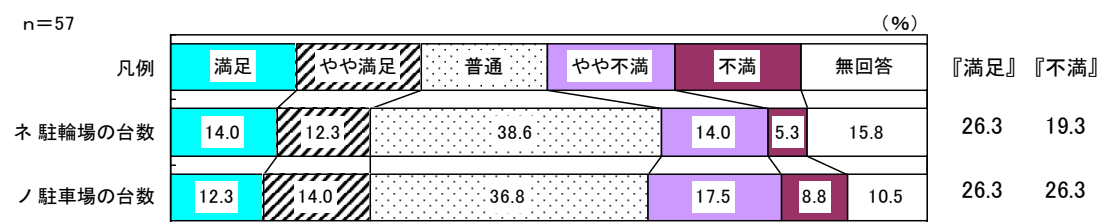
よく利用する読書施設の駐輪場・駐車場の満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は<ノ 駐車場の台数> (28.0%)、<ネ 駐輪場の台数> (24.0%) とともに2割台となっているが、<ノ 駐車場の台数>は『不満』の割合が32.0%と3割を超えており、『不満』が『満足』を4ポイント上回っている。

●中央図書館



よく利用する読書施設が中央図書館だと回答した方の駐輪場・駐車場の満足度について、『満足』は<ノ 駐車場の台数> (29.4%)、<ネ 駐輪場の台数> (22.0%) とともに2割台となっているが、<ノ 駐車場の台数>は『不満』の割合が36.8%と3割半ばを超えており、『不満』が『満足』を7.4ポイント上回っている。

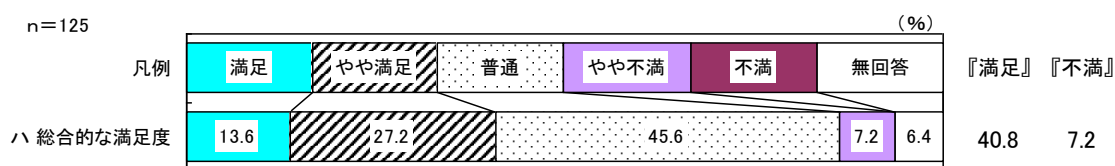
●公民館・コミュニティセンター



よく利用する読書施設が公民館やコミュニティセンターと回答した方の駐輪場・駐車場の満足度について、『満足』は<ネ 駐輪場の台数><ノ 駐車場の台数>ともに26.3%となっており、<ノ 駐車場の台数>は『満足』と『不満』が26.3%で同じ割合になっている。

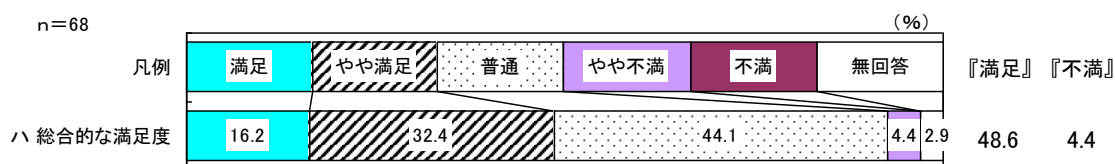
6. サービスの全体評価

●全体



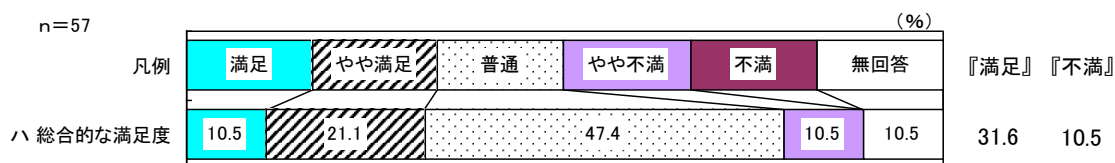
よく利用する読書施設の＜ハ 総合的な満足度＞について、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は 40.8%と全体の4割を占めており、「やや不満」と「不満」をあわせた『不満』の 7.2%を、33.6ポイントと大きく上回っている。特に「不満」は 0.0%となっている。

●中央図書館



よく利用する読書施設が中央図書館だと回答した方の＜ハ 総合的な満足度＞について、『満足』は 48.6%と全体の5割近くに達しており、『不満』の 4.4%を、44.2ポイントと大きく上回っている。

●公民館・コミュニティセンター



よく利用する読書施設が公民館やコミュニティセンターと回答した方の＜ハ 総合的な満足度＞について、『満足』は 31.6%と3割を超えており、『不満』の 10.5%を、21.1ポイントと大きく上回っている。

(問7で過去1年の間に市内の読書施設を「利用した」方にお聞きします。)

問8-4 問8-3のア～ノについて、重要だと思う順番に3つまで選んで、その記号を記入してください。

(5) 重要なサービス項目 (SA)

● 1位

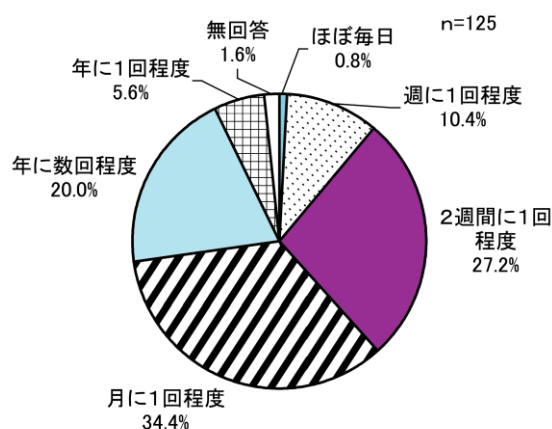


重要だと思うサービスの1位は、＜ア 図書の数量＞が 28.0%と3割近くで最も高く、次いで＜イ 図書の種類＞(17.6%)、＜キ 開館(室)時間＞(7.2%)、＜テ 資料の探しやすさ＞(4.8%)、＜ツ 職員の対応＞(4.0%)と続いている。

(問7で過去1年の間に市内の読書施設を「利用した」方にお聞きします。)

問8-5 どれくらいの頻度で市内読書施設を利用しますか。あてはまる番号に○をつけてください。

(6) 読書施設の利用頻度 (SA)

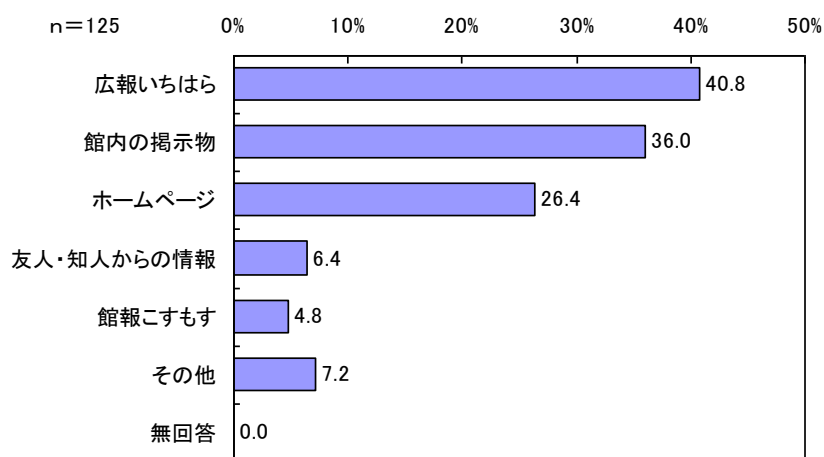


市内読書施設の利用頻度は、「月に1回程度」が34.4%と3割を超えて最も高く、次いで「2週間に1回程度」(27.2%)、「年に数回程度」(20.0%)が2割を超えて続いている。

(問7で過去1年の間に市内の読書施設を「利用した」方にお聞きします。)

問8-6 市内読書施設に関する情報を何から得ていますか。あてはまる番号に○をつけてください>(複数回答可)

(7) 読書施設に関する情報の入手方法 (MA)



市内読書施設に関する情報の入手方法は、「広報いちほら」が40.8%と4割を超えて最も高く、次いで「館内の掲示物」(36.0%)、「ホームページ」(26.4%)それぞれ3割半ば、2割半ばを超えて続いている。

◆その他(読書施設に関する情報の入手方法 1位) …………… 9人・9件

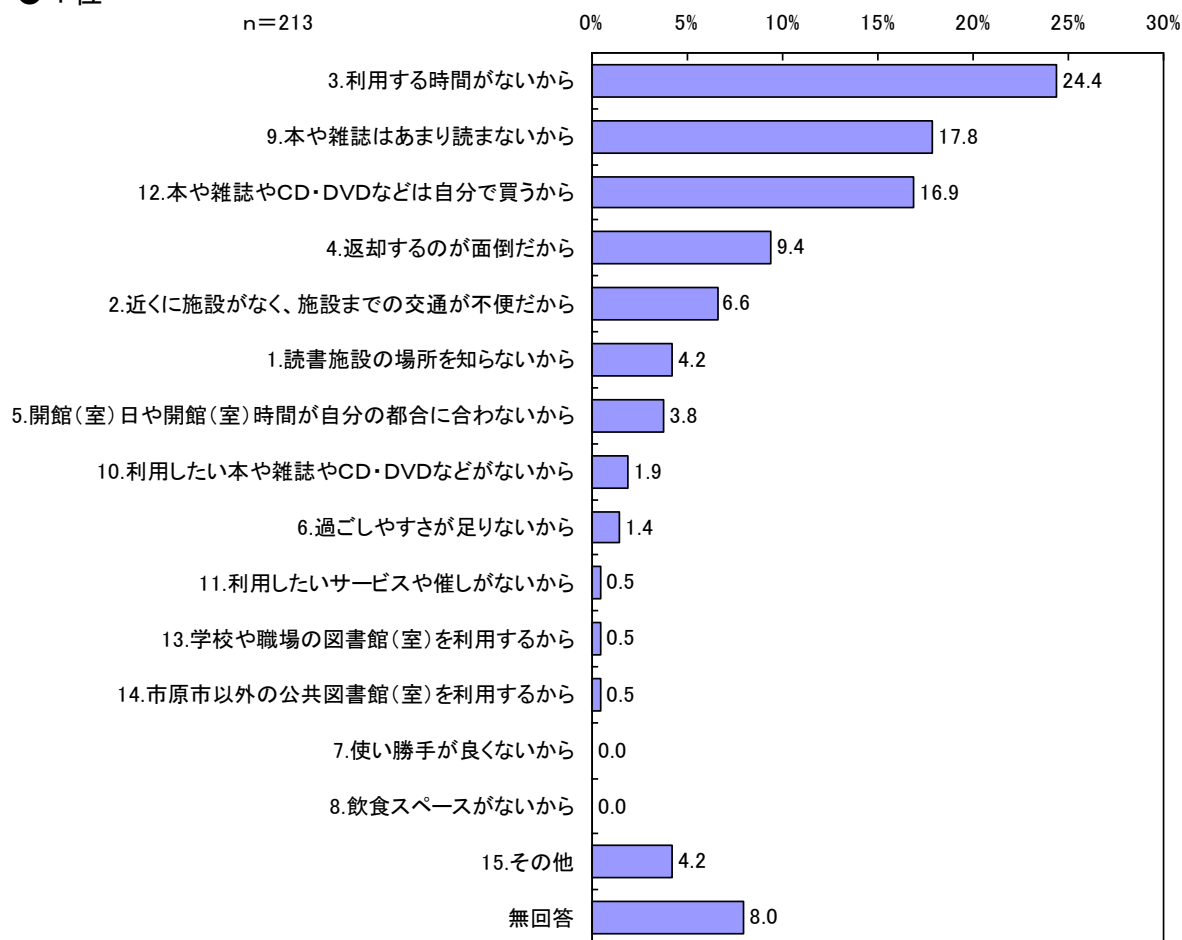
内容	件数
・特に情報を得ていない	3件
・家族などから	2件
・広報ちほら台	1件
・未記入	3件

(問7で過去1年の間に市内の読書施設を「利用していない」方にお聞きします。)

問9-1 読書施設を利用しない理由を重要と思う順番に3つまで選んで、その番号を記入してください。

(8) 読書施設を利用しない理由 (S A)

● 1位



読書施設を利用しない理由の1位は、「3. 利用する時間がないから」が24.4%と最も高く、次いで「9. 本や雑誌を読まないから」(17.8%)、「12. 本や雑誌やCD・DVDなどは自分で買うから」(16.9%)が1割台で続いている。

◆市原市以外の公共図書館(室)を利用する(読書施設を利用しない理由 1位) … 1人・1件

内容	件数
・ 未記入	1 件

◆その他(読書施設を利用しない理由 1位) …… 9人・9件

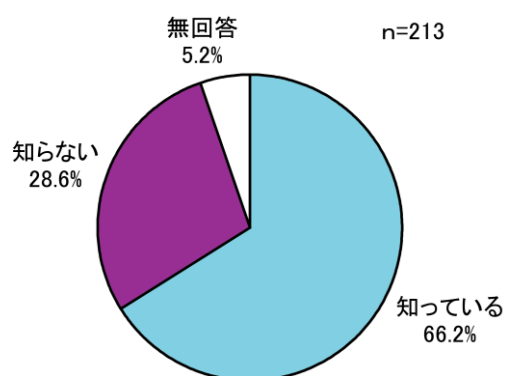
内容	件数
・ 妊娠中や子どもが小さいため	3 件
・ インターネットで調べるから	2 件
・ 障がいなど身体的理由のため	2 件
・ 必要がない	1 件
・ 未記入	1 件

(問7で過去1年の間に市内の読書施設を「利用していない」方にお聞きします。)

問9-2 中央図書館では、次のようなサービスを行っていますが、知っていますか。それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

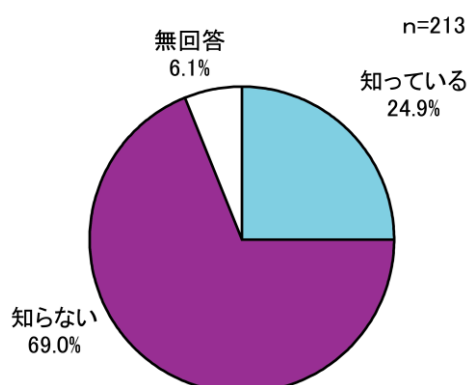
(9) 中央図書館のサービス認知度 (SA)

●ア 無料で、本・雑誌・CD・DVDなどを借りる



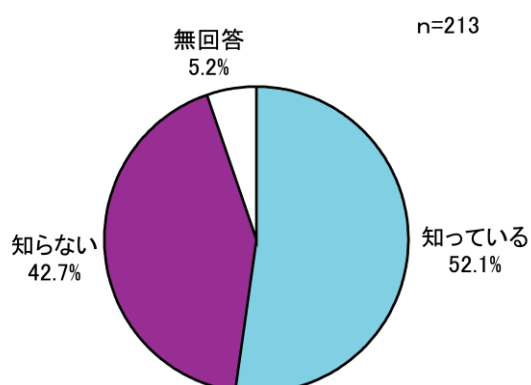
「知っている」は66.2%と6割を超えており、「知らない」28.6%を37.6ポイント大きく上回っている。

●イ 館内でCD・DVDを観たり、聴く



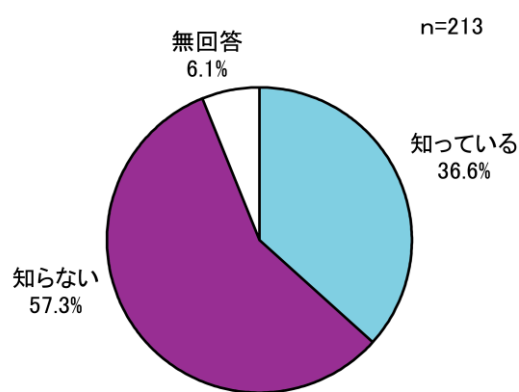
「知っている」は24.9%と全体の4分の1、「知らない」は69.0%と約7割を占めており、「知らない」が「知っている」を44.1ポイント大きく上回っている。

●ウ 土曜日、日曜日、祝日(月曜日を除く)に開館している



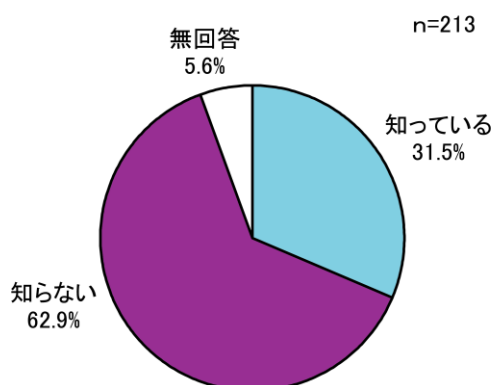
「知っている」が52.1%と5割を超えており、「知らない」42.7%を9.4ポイント上回っている。

●エ 貸出中の資料の予約ができる



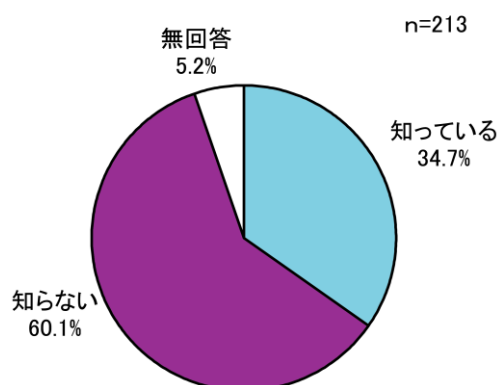
「知っている」は36.6%と3割を超えているが、「知らない」は57.3%と5割を超え、「知らない」が「知っている」を20.7ポイント上回っている。

●オ 市内に蔵書がない図書のリクエストができる



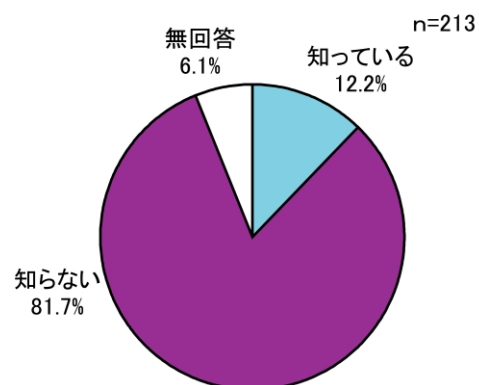
「知っている」は 31.5%、「知らない」は 62.9%と、「知らない」の割合は「知っている」の 2 倍、31.4 ポイント上回っている。

●カ 調べものの相談ができる



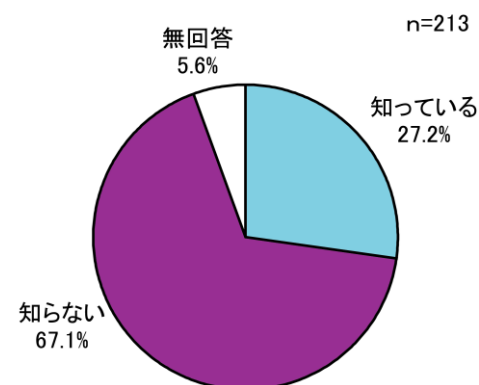
「知っている」は 34.7%と 3 割を超えているが、「知らない」は 60.1%で 6 割を占め、「知らない」が「知っている」を 25.4 ポイント上回っている。

●キ 市外の図書館から資料や文献のコピーを取り寄せる



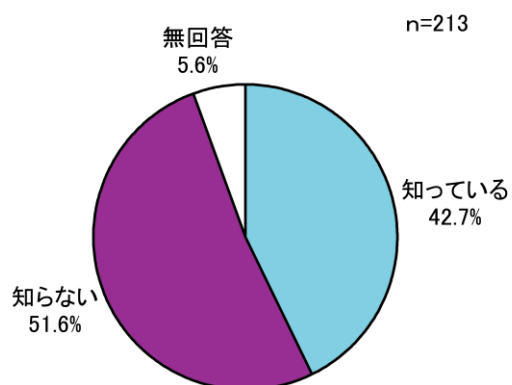
「知っている」が 12.2%と 1 割台にとどまる一方、「知らない」は 81.7%と 8 割強を占め、「知らない」が「知っている」を 69.5 ポイント圧倒的に上回っている。

●ク イベントや映画会、講演会等を行っている



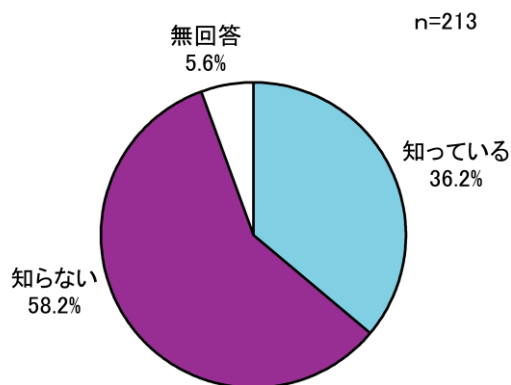
「知っている」は 27.2%、「知らない」は 67.1%となっており、「知らない」が「知っている」を 39.9 ポイント大きく上回っている。

●ケ 児童向けのサービスを行っている
(おはなし会など)



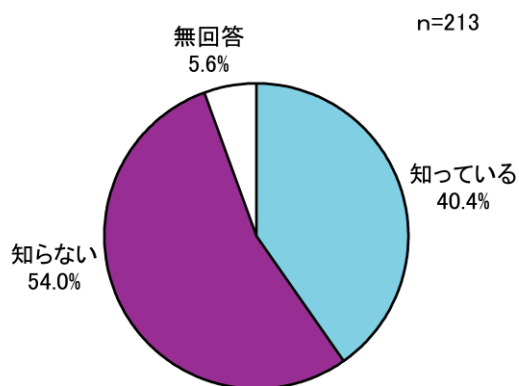
「知っている」は 42.7%と 4 割、「知らない」は 51.6%で 5 割を超えており、「知らない」が「知っている」を 8.9 ポイント上回っている。

●コ 図書館のホームページがある(本の
検索、貸出期間延長など)



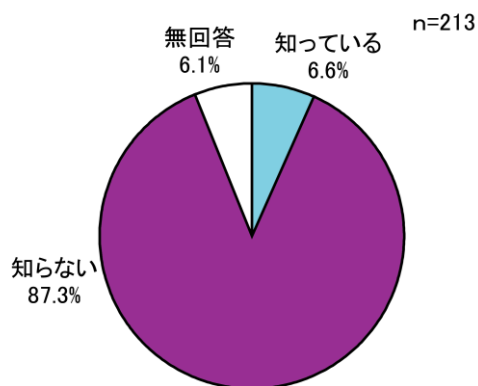
「知っている」は 36.2%と 3 割を超えているが、「知らない」は 58.2%で 6 割近くを占め、「知らない」が「知っている」を 22.0 ポイント上回っている。

●サ 館内でインターネットを利用できる



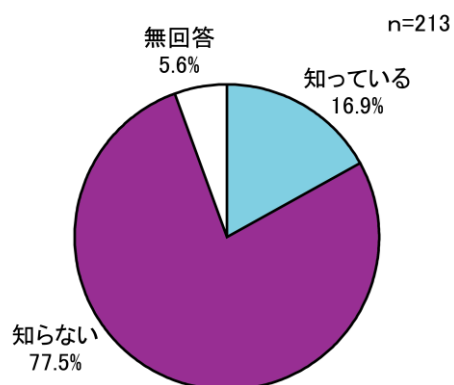
「知っている」が 40.4%と 4 割を占める一方、「知らない」は 54.0%と 5 割を超え、「知らない」が「知っている」を 13.6 ポイント上回っている。

●シ 館報「こすもす」を発行している



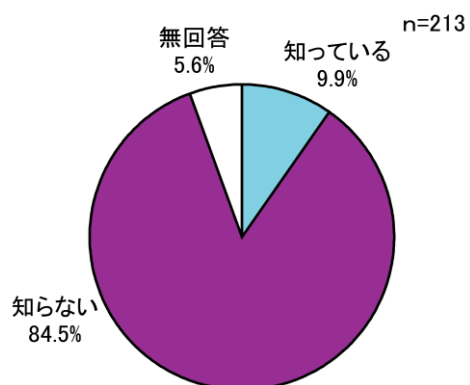
「知っている」は 6.6%と 1 割を切っており、「知らない」は 87.3%で、「知らない」が「知っている」を 80.7 ポイントと圧倒的に上回っている。

●ス 障がい者向けのサービスを行っている（対面朗読・録音図書など）



「知っている」は16.9%と1割台、「知らない」は77.5%で7割を超えており、「知らない」が「知っている」を60.6ポイント大きく上回っている。

●セ パスワードを登録すると本や雑誌などの予約・貸出延長ができる

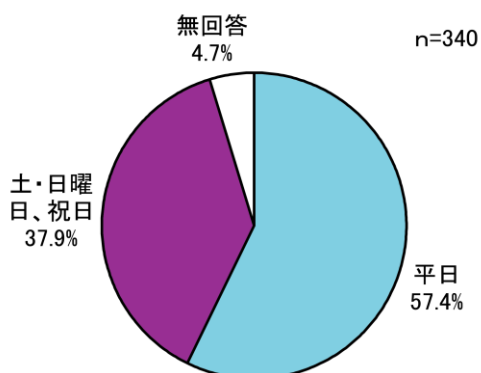


「知っている」は9.9%と1割にとどまり、「知らない」は84.5%と8割半ばを占めており、「知らない」が「知っている」を74.6ポイントと圧倒的に上回っている。

問 10-1 読書施設を利用するとしたら、最も利用する（利用したい）曜日及び時間帯はいつになりますか。それぞれ1つ選んで、あてはまる番号に○をつけてください。

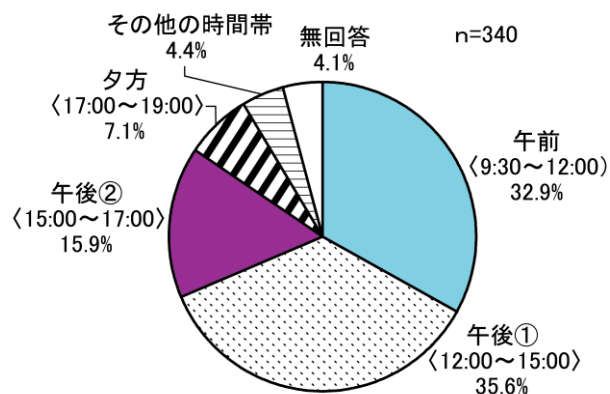
（1）最も利用する（利用したい）曜日及び時間帯（S A）

●曜日



「平日」が57.4%と5割を超えている一方で、「土・日曜日、祝日」は37.9%となっており、「平日」が「土・日曜日、祝日」を19.5ポイント上回っている。

●時間帯



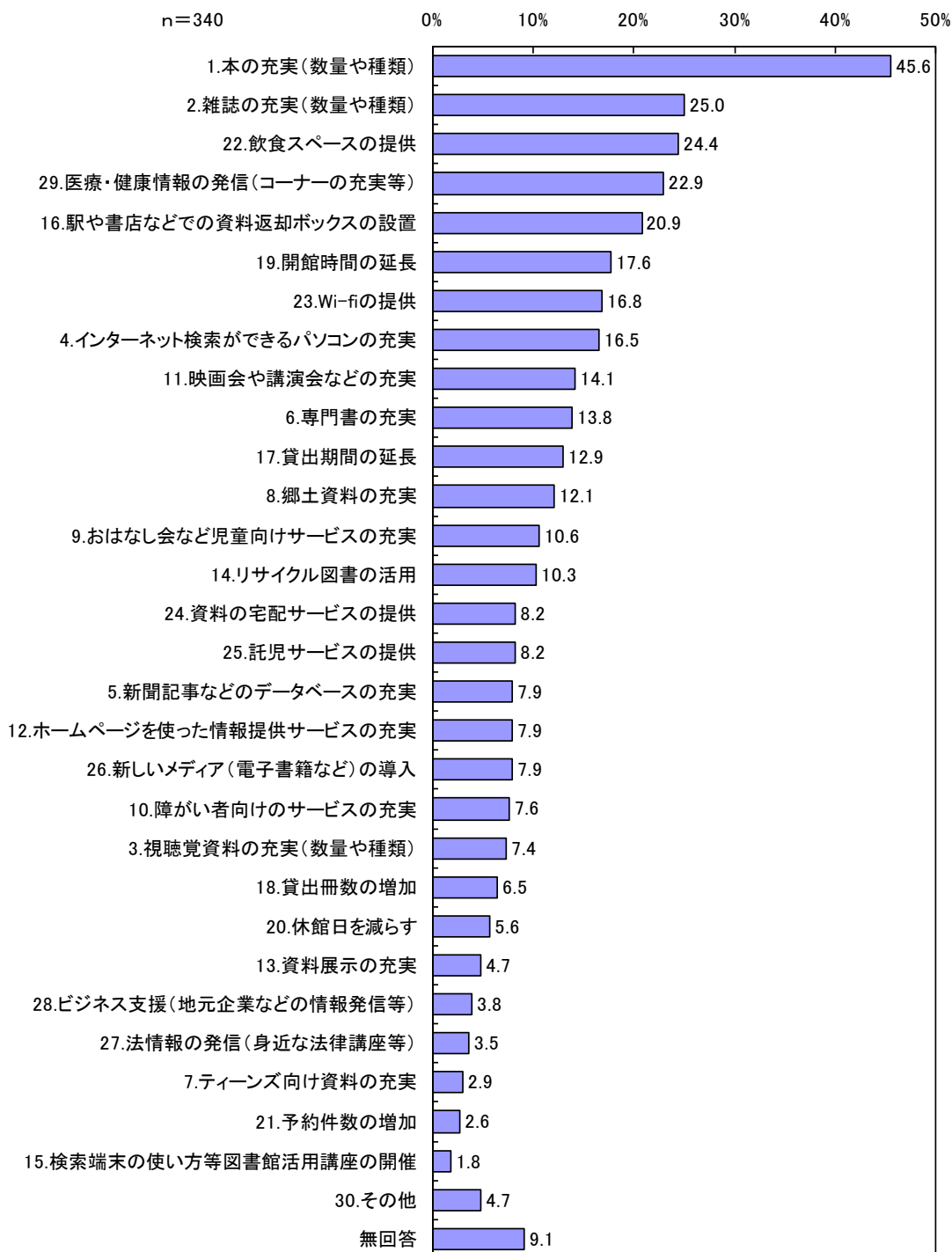
「午後①<12:00～15:00>」が35.6%と最も高く、次いで「午前<9:30～12:00>」が32.9%、「午後②<15:00～17:00>」が15.9%、「夕方<17:00～19:00>」が7.1%と続いている。

◆その他の時間帯（最も利用する（利用したい）時間帯）……………15人・15件

内容	件数
・ 9:30～17:00	1 件
・ 18:00 以降	1 件
・ 18:00～22:00	1 件
・ 19:00 以降	4 件
・ 19:00～20:00	1 件
・ 19:00～21:00	5 件
・ 20:00～24:00	1 件
・ 未記入	1 件

問 10-2 読書施設について今後、どのようなサービスの充実及び新しいサービスを行ったらよいと思いますか。5 つまで選んで、あてはまる番号に○をつけてください。

(2) 読書施設に望むサービス (MA)



今後、読書施設に望むサービスは、「1. 本の充実(数量や種類)」が45.6%と最も高く、他のサービスを大きく上回っている。次いで「2. 雑誌の充実(数量や種類)」(25.0%)、「22. 飲食スペースの提供」(24.4%)、「29. 医療・健康情報の発信(医療・健康情報コーナーの充実等)」(22.9%)、「16. 駅や書店などでの資料返却ボックスの設置」(20.9%)が2割台で続いている。

◆その他（読書施設に望むサービス） 16 人・16 件

内容	件数
・行くことがない・分からない	6 件
・高齢のため利用しない	3 件
・閲覧席の数とスペースの充実	2 件
・駐車スペースの拡充	1 件
・未記入	4 件

《その他のご意見ご要望、行って見てよかった図書館や良いと思ったサービスなどがありましたらお書きください》

その他の意見や要望などを自由記述形式で聞いたところ、72 人から 100 件の意見があった。記入内容をまとめた結果は以下のとおりである。なお、一人の回答者が複数の項目を記入する場合があるため、各項目の件数の累計は回答者と一致しない。

●読書施設のサービスについて（31 件）

内容	件数
・資料や図書を迅速に探し出してくれて良かった	3 件
・インターネットやメールでの情報提供や貸出サービスが欲しい	4 件
・自宅や個人で図書を検索できるシステムが欲しい	2 件
・移動図書館などがあるといい	2 件
・最新の雑誌を閉館 30 分前～開館 30 分まで貸し出す図書館をよく利用していた	1 件
・中央図書館で保健所についての写真展示をやっていたのがとても印象に残っている	1 件
・もし利用する事があれば、駅や書店に返却ボックスがあれば便利だと思う	1 件
・また小さい子のいる友人が多いので、託児サービスもあると、さらに良い	1 件
・図書室を設置していないコミュニティセンター等で図書が受け取れるのは助かる	1 件
・現在とびかっている新刊書など新しい情報を知りたい	1 件
・中央図書館の児童コーナーをもう少し遅くまで開けてもらえると助かる	1 件
・児童向けの映画サービスももう少し欲しい（平日の夕方にもあるといい）	1 件
・返却ボックスは非常に便利だと思う	1 件
・読み聞かせボランティアの養成講座もして欲しい	1 件
・人気の本を予約すると、長期間にわたり他に予約できる本数が少なくなり不便	1 件
・ベストセラーの本は別枠で予約できるとありがたい	1 件
・絵本作家による読み聞かせイベントが年に 1 回くらいでもあるとうれしい	1 件
・こんなに多くのサービスがあるのは知らなかった	1 件
・テレビで特集された本のピックアップや賞をとった本の紹介があってもraitたい	1 件
・子どもがもう少し大きくなったらまた利用したいと思う	1 件
・利用してもらう為にはどうしたら良いか利用者目線に立って工夫して欲しい	1 件
・図書館数、週 5 回配本を今までどおり続けて欲しい	1 件
・閉館時間がはやく、仕事終わりに行けない	1 件
・初めて利用する人にはその場所に本があるかわからない	1 件

●読書施設の蔵書について（20 件）

内容	件数
・ 人気のある本などは増やして欲しい	2 件
・ 法律の書籍を公共の図書館で充実させて欲しい	1 件
・ 開架の日本近・現代史関連の書物に右翼的な偏りが見られる	1 件
・ 新聞広告を見て読みたいと思った新刊ができるだけ早く用意されるといい	1 件
・ 昔の作者の書いたものが（小説じゃなくて経験、生いたち）が良いと思う	1 件
・ 冊数を多くする	1 件
・ 乳児～幼児向けの絵本の充実、新しい絵本（新刊）も取り入れて欲しい	1 件
・ 本の分類（実話物）が少ないと思うので増やして欲しいです	1 件
・ 修繕不足の本が時々あるので直して欲しい	1 件
・ おすすめの本（絵本）をもっと増やして欲しい	1 件
・ 雑誌を借りたくてもないことが多い	1 件
・ 加茂公民館では種類、数が少ないが、これは仕方がないのかなと思う	1 件
・ 子供向けの本（名作の新訳など）も充実させて欲しい	1 件
・ 図書館の本来の目的である資料の保存という部分を大切にしたい	1 件
・ やはり読みたい本（主として小説類）、CD（クラシック）等の充実が 1 番の希望	1 件
・ ちはら台コミュニティーセンターに雑誌（女性用ファッション）を増やして欲しい	1 件
・ 中央図書館は充実していると思う	1 件
・ もっと季節感のあるように本を入れかえて欲しい	1 件
・ 「今月のおすすめ」が少ない（絵本）	1 件

●読書施設の設備について（13 件）

内容	件数
・ 子ども用のスペースや児童書コーナーで座れる場所があると良い	3 件
・ 一般読書スペース分けて、自習できるスペースを増やして欲しい	3 件
・ 駐車場の一台ずつの幅が狭い	2 件
・ 無料 Wi-fi、LAN が利用できる飲食スペースがあるといい	2 件
・ 閲覧スペースをもっと増やして欲しい	1 件
・ パーテーションなど集中して読めるような環境が欲しい	1 件
・ 室内が明るく開放的でいすや机がたくさんあり利用しやすい	1 件

●読書施設や職員への意見（12件）

内容	件数
・図書館の職員の方々にこれからも頑張って欲しい	3件
・職員がカウンター内の業務でTELする時や業務での話し声が大きい	1件
・利用者で私語が大きい人に注意して欲しい	1件
・民間企業に委託せず公共の図書館としてしっかり運営して欲しい	1件
・娘が小さい時、司書さんに本当によくして頂きありがたかった	1件
・八幡公民館の貸出受付の対応が一番良かった	1件
・知的障がいや自閉症の子どもとその家族にとって利用しやすい環境だといい	1件
・職員の方は笑顔で対応して欲しい	1件
・全員ではないが、ときどき感じの悪い職員の方がいて残念	1件
・ただ座って寝ているだけの利用者があると邪魔	1件

●読書施設を利用していない（10件）

内容	件数
・調べものはインターネットで検索することが多く、図書館をあまり利用していない	3件
・現在、利用していないので、十分に回答できない	3件
・高齢のためあまり本を読まなくなった	3件
・自分の周りにある資料を利用しており、わざわざ図書館行く必要がない	1件

●読書施設へのアクセス（9件）

内容	件数
・図書館迄高いバス代を払って本を借りに行くのも一苦労	3件
・そもそも立地条件が利用者の利便性を考慮しておらず、車がなければ行きにくい	2件
・子供が自力で通うにはちょっと遠いのが残念	1件
・加茂地区在住なので中央図書館まで遠く、行く機会が少なくなってしまうのが残念	1件
・もっと地域の近くに図書館があったら利用したい	1件
・ちはら台に引っ越したら、充実していた施設にあまり行けないことがとても残念	1件

●その他（5件）

内容	件数
・めんどろ、わずらわしさがなくなれば行きたい	1件
・このところ図書館に行っていなかったのが久しぶりに行ってみようと思う	1件
・本は大切なのでこれからも利用したい	1件
・今まで利用した事はありませんが、今度利用してみたいと思った	1件
・千葉市中央図書館は平日の開館時間が長くてよい	1件

◎調査票

『読書』と『図書館(室)』についての市民アンケート

問1:この調査に回答される方のことについてお伺いします。それぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

○ 年齢

1	12～18歳	2	19～29歳	3	30歳代	4	40歳代
5	50歳代	6	60歳代	7	70歳代	8	80歳以上

○ 性別

1	男性	2	女性
---	----	---	----

○ 職業

1	会社員・公務員	2	自営業・自由業
3	パート・アルバイト	4	中学生・高校生
5	4以外の学生（予備校生含む）	6	家事専業
7	無職	8	その他く >

○ 居住地区

1	姉崎地区	2	市原地区（八幡含む）
3	五井地区（国分寺台含む）	4	三和地区
5	市津地区	6	辰巳台地区
7	南総地区	8	加茂地区
9	有秋地区	10	ちはら台地区

○ 図書利用カード<市原市発行のもの>の登録

登録したことがある		1-1	現在も利用している	1-2	現在は利用していない
2	登録したことがない				

あなたの『読書生活』と図書・雑誌の入手方法などについてお聞きします

問2:あなたは本・雑誌を1ヵ月に何冊くらいお読みになりますか。それぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

本の冊数（月平均）	
1	1～2冊
2	3～4冊
3	5～6冊
4	7～10冊
5	11冊以上
6	まったく読まない

雑誌の冊数（月平均）	
1	1～2冊
2	3～4冊
3	5～6冊
4	7～10冊
5	11冊以上
6	まったく読まない

※ 両方とも《まったく読まない》と答えた方は  問4へ

問3:あなたは読みたい本・雑誌をどのような方法で入手あるいは利用しますか。それぞれ多い順番に2つまで選んで、その番号を記入してください。

本の主な入手・利用方法	
1	公共図書館（室）で借りる
2	家族や友人から借りる
3	学校や職場の図書館（室）で借りる
4	書店やコンビニ、古書店などで購入する
5	インターネットで購入する
6	電子書籍を購入する
7	その他< >

1 位	2 位

雑誌の主な入手・利用方法	
1	公共図書館（室）で借りる
2	家族や友人から借りる
3	学校や職場の図書館（室）で借りる
4	書店やコンビニ、古書店などで購入する
5	インターネットで購入する
6	電子書籍を購入する
7	その他< >

1 位	2 位

問4:あなたは知りたいことがあるとき、どのような方法で調べますか。多い順番に3つまで選んで、その番号を 記入してください。

- 1 公共図書館（室）で調べる
- 2 インターネットで調べる
- 3 学校や職場の図書館（室）で調べる
- 4 書店で資料をさがす
- 5 身近な人（家族・友人・先生など）に聞く
- 6 その他< _____>

1 位	2 位	3 位

問5:あなたは、インターネットを利用していますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1	ほとんど毎日利用している（携帯端末を含む）
2	たまに利用している
3	利用していない

問6:あなたは電子書籍を利用したことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1	利用している
2	利用したことがないが、興味はある
3	興味がない

市内の読書施設(中央図書館・公民館やコミュニティセンターの図書室)についてお聞きします

問7:過去1年の間に、中央図書館や公民館・コミュニティセンターの図書室(以下「読書施設」)を利用しましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

1	利用した	➡ <問8へ> (次の質問)
2	利用していない	➡ <問9へ> (6 ページ)

問8

「利用した」と答えた方にお聞きします

問8-1:よく利用する読書施設はどこですか。利用の多い順番に3つまで選んで、その番号を記入してください。(1つまたは2つでも可)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 中央図書館 | 2 姉崎公民館 |
| 3 有秋公民館 | 4 五井公民館 |
| 5 国分寺公民館 | 6 八幡公民館 |
| 7 辰巳公民館 | 8 市津公民館 |
| 9 南総公民館 | 10 加茂公民館 |
| 11 菊間コミュニティセンター | 12 ちはら台コミュニティセンター |
| 13 三和コミュニティセンター | |

1 位	2 位	3 位

問8-2:問8-1で1位に選んだ施設はどのような目的で利用しますか。

多い順番に3つまで選んで、その番号を記入してください。(1つまたは2つでも可)

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| 1 日常生活[家事や健康など]に役立つ知識や情報を得るため | |
| 2 学校の勉強や自分の研究に役立つ知識や情報を得るため | |
| 3 仕事に役立つ知識や情報を得るため | |
| 4 趣味に役立つ知識や情報を得るため | |
| 5 本や資料を読んだり見たりして楽しむため | |
| 6 講演会や映画会などの行事に参加するため | |
| 7 本や資料の返却・貸出のため | |
| 8 子どものために本を選ぶため | 9 学習場所として利用するため |
| 10 その他<_____> | > |

1 位	2 位	3 位

問8-3:問8-1で1位に選んだ施設を普段どのように感じていますか。

次のことについて、それぞれ最も近いものを1つ選んで、あてはまる番号に○をつけてください。

サービス項目 \ 満足度	1 満足	2 やや 満足	3 普通	4 やや 不満	5 不満	サービスについてご意見、ご要望などがございましたら、この欄に自由に記入してください。
1 資料について						
ア 図書の数量	1	2	3	4	5	
イ 図書の種類	1	2	3	4	5	
ウ 雑誌の数量	1	2	3	4	5	
エ 雑誌の種類	1	2	3	4	5	
オ CD・DVD等の数量（中央図書館のみ）	1	2	3	4	5	
カ CD・DVD等の種類（中央図書館のみ）	1	2	3	4	5	
2 運営について（現行は表紙裏参照）						
キ 開館（室）時間	1	2	3	4	5	
ク 開館（室）日	1	2	3	4	5	
3 サービスについて						
ケ 予約（所蔵している本）	1	2	3	4	5	
コ リクエスト（所蔵していない本）	1	2	3	4	5	
サ 予約冊（点）数（現行は表紙裏参照）	1	2	3	4	5	
シ 貸出冊（点）数（現行は表紙裏参照）	1	2	3	4	5	
ス 調べものの相談	1	2	3	4	5	
セ 貸出期間（現行は表紙裏参照）	1	2	3	4	5	
ソ 催しもの（おはなし会・講座など）	1	2	3	4	5	
タ 障がい者向けのサービス	1	2	3	4	5	
チ ホームページの見やすさ・調べやすさ	1	2	3	4	5	
ツ 職員の対応	1	2	3	4	5	

サービス項目	満足度	1 満足	2 やや 満足	3 普通	4 やや 不満	5 不満
サービスについてご意見、ご要望などがございましたら、この欄に自由に記入してください。						
4 施設環境について						
テ 資料の探しやすさ		1	2	3	4	5
ト 照明の明るさ		1	2	3	4	5
ナ 閲覧席の数・スペース		1	2	3	4	5
ニ 施設内の安全・安心（防災・防犯など）		1	2	3	4	5
ヌ 施設内のくつろぎやすさ		1	2	3	4	5
5 駐輪場・駐車場						
ネ 駐輪場の台数		1	2	3	4	5
ノ 駐車場の台数		1	2	3	4	5
6 サービスの全体評価						
ハ 総合的な満足度		1	2	3	4	5

問8-4:問8-3の ア～ノについて、重要だと思う順番に3つまで選んで、その記号を記入してください。

1 位	2 位	3 位

問8-5:どれくらいの頻度で市内読書施設を利用しますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1	ほぼ毎日	2	週に1回程度
3	2週間に1回程度	4	月に1回程度
5	年に数回程度	6	年に1回程度

問8-6:市内読書施設に関する情報を何から得ていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

(複数回答可)

1	広報いちほら	2	ホームページ
3	館内の掲示物	4	館報こすもす(中央図書館のみ)
5	友人・知人からの情報	6	その他< >

※ このあと → 問10 (7ページ目)へお進みください

問9

「利用していない」と答えた方にお聞きします

問9-1: 読書施設を利用しない理由を重要と思う順番に3つまで選んで、その番号を記入してください。

- 1 読書施設の場所を知らないから
- 2 近くに施設がなく、施設までの交通が不便だから
- 3 利用する時間がないから
- 4 返却するのが面倒だから
- 5 開館(室)日や開館(室)時間が自分の都合に合わないから
- 6 過ごしやすさ(静かさ・くつろぎやすさなど)が足りないから
- 7 使い勝手(本等の探しやすさ・機器の使いやすさなど)が良くないから
- 8 飲食スペースがないから
- 9 本や雑誌はあまり読まないから
- 10 利用したい本や雑誌やCD・DVDなどがないから
- 11 利用したいサービスや催しが無いから
- 12 本や雑誌やCD・DVDなどは自分で買うから
- 13 学校や職場の図書館(室)を利用するから
- 14 市原市以外の公共図書館を利用するから<市町村名>
- 15 その他<>

1位	2位	3位

問9-2: 中央図書館では、次のようなサービスを行っていますが、知っていますか。それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

サービス内容	1 知っている	2 知らない
ア 無料で、本・雑誌・CD・DVDなどを借りる	1	2
イ 館内でCD・DVDを観たり、聴く	1	2
ウ 土曜日、日曜日、祝日(月曜日を除く)に開館している	1	2
エ 貸出中の資料の予約ができる	1	2
オ 市内に所蔵がない図書のリクエストができる	1	2
カ 調べものの相談ができる	1	2
キ 市外の図書館から資料や文献のコピーを取り寄せる	1	2
ク イベントや映画会、講演会等を行っている	1	2
ケ 児童向けのサービスを行っている。(おはなし会など)	1	2
コ 図書館のホームページがある(本の検索、貸出期間延長など)	1	2
サ 館内でインターネットを利用できる	1	2
シ 館報「こすもす」を発行している	1	2
ス 障がい者向けのサービスを行っている(対面朗読・録音図書など)	1	2
セ パスワードを登録すると本や雑誌などの予約・貸出延長ができる	1	2

※ このあと → 問10 (7ページ目)へお進みください

問 10

すべての方にお聞きします

問10-1: 読書施設を利用するとしたら、最も利用する(利用したい)曜日及び時間帯はいつになりますか
それぞれ1つ選んで、あてはまる番号に○をつけてください。

【曜 日】	1	平日	2	土・日曜日、祝日
-------	---	----	---	----------

【時間帯】	1	午前 <9:30~12:00>	2	午後① <12:00~15:00>	3	午後② <15:00~17:00>
	4	夕方 <17:00~19:00>	5	その他の時間帯 < _____ >		

問10-2: 読書施設について今後、どのようなサービスの充実及び新しいサービスを行ったら良いと思いますか。5つまで選んで、あてはまる番号に○をつけてください。

1	本の充実（数量や種類）	2	雑誌の充実（数量や種類）
3	視聴覚資料の充実（数量や種類）	4	インターネット検索ができるパソコンの充実
5	新聞記事などのデータベースの充実	6	専門書の充実
7	ティーンズ向け資料の充実	8	郷土資料の充実
9	おはなし会など児童向けサービスの充実	10	障がい者向けのサービスの充実
11	映画会や講演会などの充実	12	ホームページを使った情報提供サービスの充実
13	資料展示の充実	14	リサイクル図書の活用
15	検索端末の使い方等図書館活用講座の開催	16	駅や書店などでの資料返却ボックスの設置
17	貸出期間の延長	18	貸出冊数の増加
19	開館時間の延長	20	休館日を減らす
21	予約件数の増加	22	飲食スペースの提供
23	Wi-fiの提供	24	資料の宅配サービスの提供
25	託児サービスの提供	26	新しいメディア（電子書籍など）の導入
27	法情報の発信（身近な法律講座等）	28	ビジネス支援（地元企業などの情報発信等）
29	医療・健康情報の発信（医療・健康情報コーナーの充実等）		
30	その他< _____ >		

《その他ご意見ご要望、行って見てよかった図書館や良いと思ったサービスなどがありましたらお書きください。》

— ご協力ありがとうございました —

○図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

図書館法をここに公布する。

図書館法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を

深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

(以下 略)

○文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

文字・活字文化振興法をここに公布する。

文字・活字文化振興法

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵かん養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

第一 総則

一 趣旨

1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、

博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」とい

う。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の２に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

（以下 略）